

令和7年度  
(令和6年度実績)

# 清掃事業概要

## ～排出量等～

秋田市環境部

# 秋田市のプロフィール

秋田市は秋田県の中央部西側に位置し、日本海にそそぐ雄物川の河口にひらけた人口約29.1万人の県庁所在都市です。

秋田という名前が初めて歴史上に登場したのは、天平5（733）年に編さんされた「続日本紀」の中です。その後、安東（秋田）氏が現在の土崎に湊城を構えていましたが、慶長7（1602）年、常陸太田の城主であった佐竹義宣が秋田に国替えされ、同9年、現在の千秋公園に新城を築き、藩名を「久保田」と改めました。そして、明治4（1871）年1月13日、第12代藩主である佐竹義堯が朝命により「秋田」と改称し、明治22（1889）年4月1日に市制を施行しました。



市章は、昭和3（1928）年6月に制定され、的に矢を配し、秋田市の「田」の字と旧藩主佐竹氏の居城の別名である「矢留」を表わしています。

位置	北緯39度43分 東経140度6分
面積	906.07km <sup>2</sup>
地域	東西 約43.03km 南北 約46.20km
市の色	若草色
市の花	さつき
市の木	けやき

## 一般廃棄物処理計画人口

（令和7年3月末現在）

区分		人口 (単位：人)	世帯数 (単位：世帯)
住民基本台帳人口		291,412 (男137,238、女154,174。外国人1,857)	146,496
ごみ計画収集人口		291,412	146,496
し尿 処理 人口 内訳	し尿くみ取り 人口	7,346	—
	公共下水道 人口	255,621	—
	浄化槽人口	28,445	—

「2019年度」の和暦記載は、すべて「平成31年度」に統一する

**第1編**

**排出量等**

# 目 次

## 1 秋田市清掃事業の概要

(1) 清掃事業の現況	1
(2) ごみ処理状況	1
ア 基本計画人口・世帯数	1
イ 収集区分・排出方法	1
ウ 収集業務	1
エ 事業系ごみ	1
オ 排出量	1
カ 処分	2
キ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律への対応	2
(3) し尿処理状況	2
ア 収集	2
イ 料金	2
ウ 収集量	2
(4) ごみの減量〔家庭系ごみ（資源化物および水銀含有ごみを除く。）の有料化〕 と分別収集状況	3
ア 指定袋制度の導入と粗大ごみの戸別有料収集開始	3
イ 分別収集の細分化	3
ウ 家庭ごみの有料化	3
エ 有料化導入後の効果	3
オ 事業系ごみ	4
(5) 清掃指導その他環境衛生関係	4
ア 一斉清掃運動とボランティア清掃活動	4
イ 不法投棄対策	4
ウ 災害廃棄物対策	4
エ 居住する家屋や敷地の適切な管理（いわゆる「ごみ屋敷」対策）	4
オ ごみ処理広域化の検討	4

## 2 機構と人員

(1) 機構	5
(2) 事務分掌	6
(3) 職員の配置	8

### 3 ごみ処理事業

(1) 収集方法	9
ア 市で収集するごみ	9
イ 市で収集しないごみ	9
ウ その他	9
(2) ごみ収集体制および処理手数料の変遷	10
(3) 令和6年度実績	11
ア ごみ排出量	11
イ ごみの処理経路	12
(4) ごみ量の推移	14
ア 排出量	14
イ 収集運搬量	15
ウ 中間処理量および再資源化量	16
エ 最終処分量	17
オ ごみ総排出量の推移	17
カ 一人1日当たり（家庭系と総排出量）	18
キ 一人1日当たり（家庭系内訳）	18

### 4 ごみ減量・再資源化事業

(1) 資源集団回収	19
ア 回収実績	19
イ 回収量の推移	19
ウ 実施団体数	20
エ 実施団体数の推移	20
(2) 古紙ステーション回収	21
(3) 事業系一般廃棄物減量・再資源化事業	21
(4) 機密文書の処理	23
(5) 再資源化量の推移	24

### 5 し尿処理事業

(1) 収集体制と区域割り	25
(2) し尿くみ取り料金基準額の変遷	26
(3) 令和6年度実績	27
ア し尿の処理経路	27

イ 処理量の推移	28
(4) くみ取り人口等の推移	29

## 6 廃棄物処理施設一覧表 30

## 7 秋田市清掃事業の推移

(1) ごみ収集	33
(2) 家庭ごみの有料化	34
(3) ごみ処理施設	36
(4) し尿収集	36
(5) し尿処理施設	37
(6) 資源集団回収推進事業	38

## 参考資料

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	39
清掃事業年表	40

※端数処理により数値が合わない場合があります。ご了承ください。

# 1 秋田市清掃事業の概要

## (1) 清掃事業の現況

本市の廃棄物処理施設は、河辺豊成地区に「秋田市総合環境センター」として、溶融施設（230 t / 日 × 2 基）、金属回収施設（32 t / 5 h）、再資源化処理施設および管理型最終処分場が整備されている。

また、し尿処理施設については、向浜地区で、平成25年1月から「秋田市汚泥再生処理センター」（175k1/日）を運営している。

## (2) ごみ処理状況

### ア 基本計画人口・世帯数

令和6年度末における、本市の一般廃棄物処理基本計画人口は291,412人であり、世帯数は146,496世帯となっている。

### イ 収集区分・排出方法

計画収集は、事業系ごみを除く一般家庭からのごみを対象とし、平成14年4月の溶融施設の稼働に合わせて、それまでの5区分から3区分に変更し、さらに平成28年12月の水銀含有ごみの分別収集開始に伴い、4区分とした。

その内訳は「家庭ごみ〈週2回〉」「資源化物（金属類〈月1回〉、空きびん、ガス・スプレー缶、空き缶、使用済み乾電池、古紙類、ペットボトル〈月2回〉、使用済み小型家電〈拠点収集〉）」「粗大ごみ」「水銀含有ごみ〈月2回〉」となっている。また、平成9年4月から指定ごみ袋による排出を義務付け、「粗大ごみ」は戸別有料収集とした。

### ウ 収集業務

収集業務は、平成22年4月から完全委託とし、「家庭ごみ」「資源化物（金属類、空きびん、ガス・スプレー缶、空き缶、使用済み乾電池、ペットボトル）」「粗大ごみ」「水銀含有ごみ」の全てを委託業者が収集している。

なお、古紙類については、普及啓発は市、収集は資源集団回収届出業者の有志で設立した協同組合秋田古紙回収協会が行い、収集された古紙は民間業者が買い取るという内容の協定を結び、委託とは異なった形で収集している。

平成28年1月から収集を開始した「使用済み小型家電」については、公共施設やスーパーマーケットでの拠点収集としており、拠点から一時保管施設である総合環境センターまでの運搬は、職員が行っている。

### エ 事業系ごみ

市で収集しない事業系ごみは、事業者自ら又は市の許可業者が収集運搬している。

### オ 排出量

令和6年度に排出されたごみの量は、一般家庭から62,559t（62.24%）、事業所（「民間施設に搬入された分は除く。」）から37,960t（37.76%）で合計100,519tである。

内訳は、「家庭ごみ」50,655t (50.39%)、「事業ごみ」33,077 t (32.91%)、「粗大ごみ」3,857t (3.84%)、「資源化物」11,933t (11.87%)、「水銀含有ごみ」12t (0.01%)、「公共系ごみ」985t (0.98%) となっている。

「資源化物」の内訳は、「空きびん」2,198t (18.42%)、「空き缶」886t (7.42%)、「古紙」7,131t (59.76%)、「ペットボトル」1,174t (9.84%)、「金属類」475t (3.98%)、「ガス・スプレー缶」19t (0.16%)、「使用済み乾電池」20t (0.17%)、「使用済み小型家電」30t (0.25%) となっている。このうち委託業者による収集量が4,176t (35.00%)、許可業者が収集している量が505t (4.23%)、集団回収量が2,470t (20.70%)、その他古紙回収協会および自己搬入等が4,782t (40.07%) となっている。

### カ 処分

ごみの処理について、平成13年度までは「もやせるごみ」は全量焼却処分、「もやせないごみ」は埋立とし、「粗大ごみ」は破碎後に可燃物を焼却、不燃物を埋立、鉄類を再資源化し、「資源化物」に混入している雑物については埋立していた。

平成14年度から、現在の溶融施設稼働に伴い、可燃系のごみについては、全て溶融処理している。

このことにより、それまで埋立していた焼却灰をスラグ化して再資源化しているほか、溶融処理で発生するメタルについても、再資源化している。

また、溶融処理の開始により、埋立量が減少し、最終処分場の延命化も図られている。

### キ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律への対応

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）関連では、平成9年4月から「空きびん」を、平成11年4月から「ペットボトル」を再商品化事業者へ引き渡している。

同法に基づく、第11期秋田市分別収集計画を、令和7年6月に策定している。

## (3) し尿処理状況

### ア 収集

し尿は、許可業者6社が区域割りにより収集している。

一般家庭のうち秋田地域は、原則として毎月1回の定期収集としており、河辺・雄和地域と事業所等は、申込みによる収集を行っている。

### イ 料金

くみ取り料金については、秋田地域では定額制を適用しているが、河辺・雄和地域や事業所等のほか簡易水洗では従量制を適用している。

### ウ 収集量

令和6年度の収集量は11,193k1で、平成2年度以降減少している。

また、浄化槽汚泥は、し尿と同じ許可業者が収集しており、令和6年度の収集量は18,392k1である。

#### (4) ごみの減量〔家庭系ごみ（資源化物および水銀含有ごみを除く。）の有料化〕と分別収集状況

##### ア 指定袋制度の導入と粗大ごみの戸別有料収集開始

増加傾向にあったごみの排出量に歯止めをかけ、限りある資源を有効に活用するため、秋田市廃棄物減量等推進審議会において、平成7年度は指定袋制度の導入について、平成8年度は粗大ごみの戸別有料収集について審議され、平成9年度当初から両制度を実施している。

##### イ 分別収集の細分化

また、平成7年度の途中から、「資源化物（空きびん・空き缶）」に新たに古紙類を追加し、秋田古紙回収協会がごみ集積所から収集している。

さらに、平成11年度からは「ペットボトル」を、平成14年度からは「金属類」と「ガス・スプレー缶」を分別収集し、平成27年度からは「使用済み小型家電」を拠点収集している。

平成28年12月からは「水銀含有ごみ」の分別収集を開始した。

##### ウ 家庭ごみの有料化

ごみの排出量は、平成15年度以降微減傾向が続いていたが、さらなるごみ減量の推進を図るため、秋田市一般廃棄物処理基本計画で「平成22年度までに市民一人1日当たりの家庭系ごみ（資源化物を除く。）の排出量を平成11年度実績618gから10%以上削減した556gにする」という目標を掲げ減量に取り組んできた。

しかしながら、平成21年度の家庭系ごみの実績が606gであったことから、平成22年度までの達成目標を2年間延長する計画の見直しを平成23年3月に行った。

この目標を達成するため、市内スーパー店頭でのごみ減量キャンペーンの開催や市民団体の会合などで減量・リサイクルに関し意見交換を行う「ごみ減量・分別井戸端会議」などによる啓発活動を重点的に実施したものの、目標を達成できなかったため、平成22年度の秋田市廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、家庭ごみ有料化を平成24年7月から実施している。

##### エ 有料化導入後の効果

有料化導入後における市民一人1日当たりの家庭系ごみ（資源化物を除く。）排出量は、有料化を実施した平成24年度は566gで、減量目標である556gの達成はできなかったものの、有料化実施翌年度以降については、25年度527g、26年度529gとなり、各年度とも目標を達成した。

平成27年度からは、新たに秋田市一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成25年度実績から約10%削減し、「令和7年度までに一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く。）を約480gにする」という新たな減量目標に向け、減量施策に取り組んでいるところである。

27年度517g、28年度512g、29年度509g、30年度505g、31年度509g、令

和2年度518g、令和3年度515g、令和4年度503g、令和5年度485g、令和6年度476gとなっている。

### 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

(資源化物および水銀含有ごみを除く。)

(単位：g)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
584	566	527	529	517	512	509	505	509	518	515	503	485	476

## オ 事業系ごみ

事業系ごみについては、平成20年度から多量排出事業者に対し廃棄物管理責任者の選任および減量計画書の作成を求め、事業者が自ら行うこととされる廃棄物の減量に対する取組を促進させるとともに、再生可能なものについては再資源化するよう指導を行っている。

### (5) 清掃指導その他環境衛生関係

#### ア 一斉清掃運動とボランティア清掃活動

春・秋の清掃運動の実施指導のほか、市民や事業者による公共用地等のボランティア清掃活動を支援している。

#### イ 不法投棄対策

不法投棄対策については、職員および不法投棄監視員によるパトロールや監視カメラの活用などにより、不法投棄の防止に努めるとともに、早期の原状回復を図るよう指導を行っている。

#### ウ 災害廃棄物対策

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく秋田市地域防災計画を補完する計画として、想定される災害に対する事前の体制整備とともに、市民、事業者および行政の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するため、平成30年10月に秋田市災害廃棄物処理計画を策定した(令和7年3月改定)。

令和5年7月豪雨により発生した災害廃棄物の処理を進めるため、秋田市災害廃棄物処理実行計画を策定した。(令和5年9月[第1版]、12月[第2版]、令和7年3月[最終版])

#### エ 居住する家屋や敷地の適切な管理(いわゆる「ごみ屋敷」対策)

居住する家屋や敷地に物品等が堆積・散乱することで悪臭や害虫などが発生し、地域の衛生や防災などに影響を及ぼすことがあることから、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例(平成28年秋田市条例第62号)を平成29年4月1日から施行し、対策を講じている。

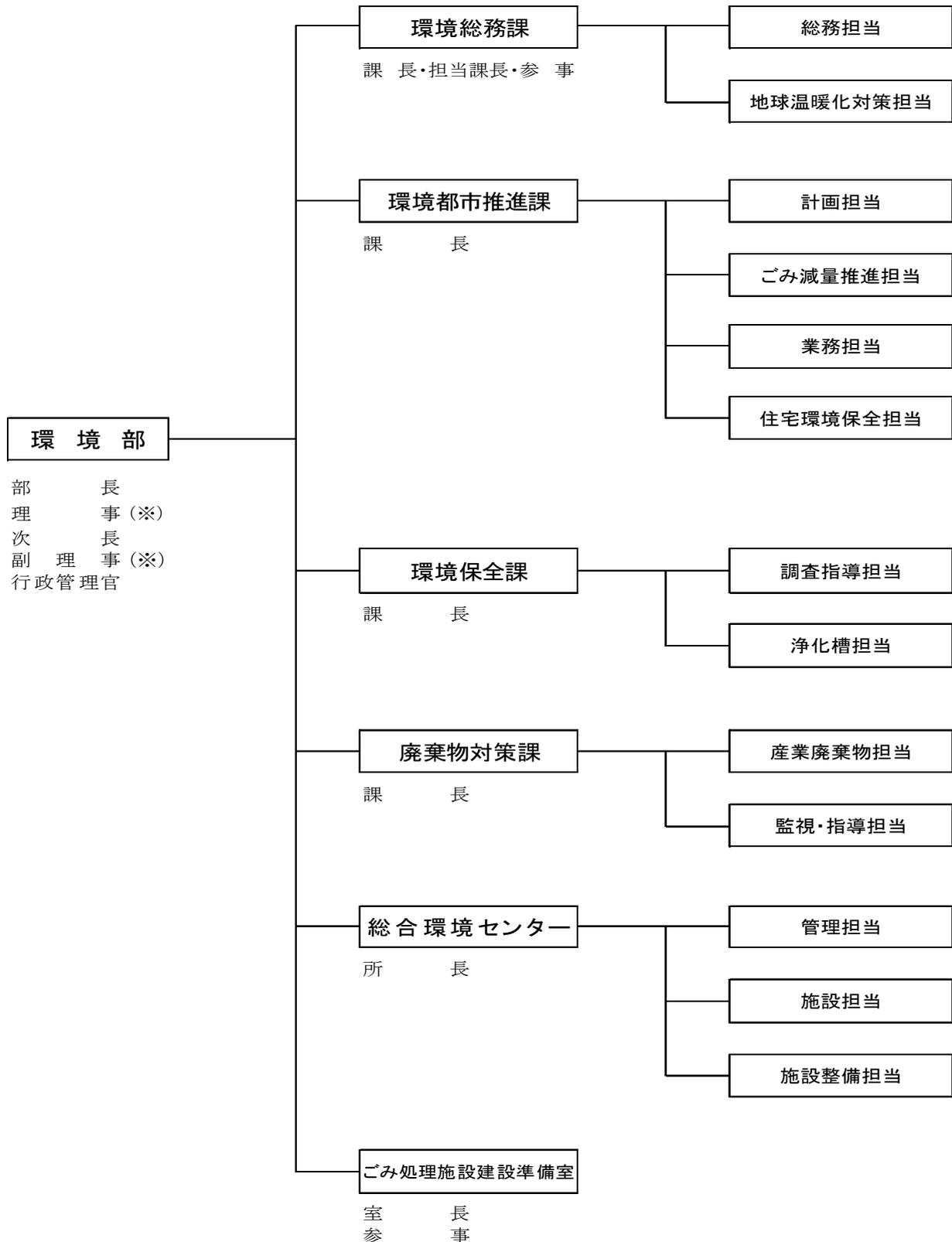
#### オ ごみ処理広域化の検討

ごみの広域処理に向け、令和7年3月に秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロックごみ広域処理に関する基本協定を締結し、検討を進めている。

## 2 機構と人員

### (1) 機構

(令和7年5月1日現在)



※理事はごみ処理施設建設準備室長を、副理事は廃棄物対策課長を兼務

(2) 事務分掌

環境 総務課	総務担当 地球温暖化対策担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物処理手数料の徴収に関する事。</li> <li>(2) 環境部に係る委託契約に関する事。</li> <li>(3) 環境施策についての企画に関する事。</li> <li>(4) 環境基本計画に関する事。</li> <li>(5) 環境政策の調査および総合調整に関する事。</li> <li>(6) 地球温暖化対策に関する事。</li> <li>(7) 地球温暖化対策実行計画に関する事。</li> <li>(8) エコあきた行動計画の推進に関する事。</li> <li>(9) エネルギー政策に関する事（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(10) 環境教育および環境学習に関する事。</li> <li>(11) 市民の環境活動に関する事。</li> <li>(12) 自然環境の保全等に関する事。</li> <li>(13) 環境審議会に関する事。</li> <li>(14) 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>(15) 部の予算経理に関する事。</li> </ul>
環境 都市 推進課	計画担当 ごみ減量推進担当 業務担当 住宅環境保全担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物に関する企画および調整に関する事。</li> <li>(2) 一般廃棄物の処理に係る計画および調査統計に関する事。</li> <li>(3) 一般廃棄物処理業の許可に関する事。</li> <li>(4) 一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事。</li> <li>(5) 一般廃棄物の排出および減量の啓発および指導に関する事。</li> <li>(6) 一般廃棄物の再利用等に関する事。</li> <li>(7) 一般廃棄物の収集運搬に係る計画および調査統計に関する事。</li> <li>(8) 一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督に関する事。</li> <li>(9) ごみの減量の推進に関する事。</li> <li>(10) 浄化槽清掃業の許可に関する事。</li> <li>(11) 浄化槽清掃業者の指導監督に関する事。</li> <li>(12) 公衆便所に関する事。</li> <li>(13) 廃棄物関係法令等に係る諸届出（一般廃棄物に係るものうち、一般廃棄物処理施設に係るものを除いたものに限る。）の受理等に関する事。</li> <li>(14) 秋田市一般廃棄物処理施設整備基金の管理に関する事。</li> <li>(15) 管理不良状態にある住宅等の対策に関する事。</li> <li>(16) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。</li> <li>(17) 生活環境保全審議会に関する事。</li> </ul>
環境 保	調査指導担当 浄化槽担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公害防止対策に係る企画および調整に関する事。</li> <li>(2) 公害関係法令に係る諸届出の受理に関する事。</li> <li>(3) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の監視</li> </ul>

全課		<p>および測定ならびに防止の指導に関する事。</p> <p>(4) 騒音等の規制地域の指定および規制基準の設定に関する事。</p> <p>(5) テレメーターの管理に関する事。</p> <p>(6) 公害の苦情および紛争の処理に関する事。</p> <p>(7) 有害化学物質対策に関する事。</p> <p>(8) 汚染土壌処理業の許可等に関する事。</p> <p>(9) 浄化槽保守点検業者の登録および指導監督に関する事。</p> <p>(10) 浄化槽設置等の届出の受理等に関する事。</p> <p>(11) ペット霊園の設置に係る処分等に関する事。</p>
廃棄物対策課	産業廃棄物担当 監視・指導担当	<p>(1) 一般廃棄物処理施設の許可に関する事。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理施設の設置者の指導監督に関する事。</p> <p>(3) 廃棄物の不法投棄に関する事。</p> <p>(4) 産業廃棄物処理業および産業廃棄物処理施設の許可に関する事。</p> <p>(5) 産業廃棄物処理業者および産業廃棄物処理施設の設置者の指導監督に関する事。</p> <p>(6) 産業廃棄物を排出する事業者の指導に関する事。</p> <p>(7) 廃棄物関係法令に係る諸届出（他の所管に属するものを除く。）の受理等に関する事。</p>
総合環境センター	管理担当 施設担当 施設整備担当	<p>(1) ごみ処理施設の運営および維持管理に関する事。</p> <p>(2) 廃棄物の受入れの承諾および廃棄物の搬入者の指導監督に関する事。</p> <p>(3) リサイクルプラザの運営および維持管理に関する事。</p> <p>(4) 廃棄物処理技術等の調査研究に関する事。</p> <p>(5) 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。</p> <p>(6) し尿処理施設の運営および維持管理に関する事。</p>
ごみ処理施設建設準備室		<p>(1) 一般廃棄物処理施設の建設に関する事。</p> <p>(2) ごみの広域処理に係る企画および調整に関する事。</p> <p>(3) ごみの広域処理に係る基本計画に関する事。</p>

(3) 職員の配置

表1 職員の配置

(令和7年5月1日現在)

職名	種類別	種類別				計	会計年度	合計	
		主事	技師	技能員					
	部長	1			1		1	1	
	次長	1			1		1	1	
	行政管理官	1			1		1	1	
環境総務課	課長	1			1		1	22	
	担当課長	1			1		1		
	参事	1			1		1		
	副参事	2			2		2		
	総務	6	1		7	1	8		
	地球温暖化対策	2	5		7	2	9		
環境都市推進課	課長	1			1		1	25	
	課長補佐	1			1		1		
	計画	4			4		4		
	ごみ減量推進	4		2	6	1	7		
	業務	4	1	4	9		9		
	住宅環境保全	2		1	3		3		
環境保全課	課長		1		1		1	15	
	課長補佐		1		1		1		
	副参事		1		1		1		
	調査指導	2	8		10	1	11		
	浄化槽				0	1	1		
廃棄物対策課	副理事兼課長		1		1		1	19	
	副参事		1		1		1		
	産業廃棄物		9		9		9		
	監視・指導	4	2	1	7	1	8		
総合環境センター	所長		1		1		1	40	
	副参事	1	2		3		3		
	管理	1	4		5	5	10		
	施設		11	7	18	3	21		
	施設整備		5		5		5		
ごみ処理施設建設準備室	理事兼室長		1		1		1	5	
	参事		1		1		1		
	副参事		1		1		1		
	担当	1	1		2		2		
合計		41	58	15	114	15	129	129	

### 3 ごみ処理事業

#### (1) 収集方法

##### ア 市で収集するごみ

(令和7年4月1日現在)

区分	収集回数	収集対象物	排出方法	収集方法	収集形態
家庭ごみ	週2回	厨芥類および可燃性廃棄物、プラスチック類、陶磁器類、ガラス類、ゴム・皮革類 ※おむつも可	有料指定ごみ袋	ステーション 収集 6,749カ所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託（秋田市全域）</li> <li>(内訳)</li> <li>秋田協同清掃(株) 11台</li> <li>大洋ビル管理(株) 9台</li> <li>(有)協伸産業 9台</li> <li>秋田清掃事業協同組合 10台</li> <li>(株)河辺清掃社 3台</li> <li>協業組合秋田クリーン 9台</li> </ul>
		せん定枝	50cm以下に束ねて 1回2束まで		
		刈草・落葉、おむつ	資源化物用指定ごみ袋 ※おむつは袋の外側に「おむつ」と記入。		
		町内会等による環境美化によるもの	環境美化ボランティア袋 (ボランティア用・透明)		
資源化物	金属類	月1回	金属類を50%以上含むものおよび小型家電製品類	資源化物用指定ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託（秋田市全域）</li> <li>(公財)秋田市総合振興公社 8台</li> <li>・委託（秋田市全域）</li> <li>(公財)秋田市総合振興公社 5台</li> <li>・古紙回収</li> <li>協同組合秋田古紙回収協会 11台</li> <li>・直営（一時保管施設まで）3台</li> </ul>
	ペットボトル	月2回	-	資源化物用指定ごみ袋	
	空きびん		-	プラスチック製回収箱	
	ガス・スプレー缶		-	資源化物用指定ごみ袋	
	空き缶	月2回	-	資源化物用指定ごみ袋	
	使用済み乾電池	月2回	充電式・ボタン型電池以外の乾電池	透明の小袋又は資源化物用指定ごみ袋	
	古紙	月2回	新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ	品目ごとに紙ひもで結束	
	使用済み小型家電	随時	回収箱に入る小型家電製品類	小型家電専用回収箱	
粗大ごみ	週1回 申込 有料	家具類、寝具類、遊具類など、一辺の長さが50cmを超えるもの	証紙（シール）等貼付	戸別収集	
水銀含有ごみ	月2回	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	品目ごとに購入時の箱等に入れた後、透明袋	ステーション 収集	

##### イ 市で収集しないごみ

危険なごみ 処理できないごみ	排出者が販売店などへ返却	プロパンガスボンベ、タイヤ、塗料、廃油、農機具、薬品（農薬など）、消火器、バッテリー等、家電4品目、パソコン(使用済み小型家電を除く。)
事業系ごみ	排出者が許可業者へ委託又は直接搬入	商店、食堂、会社など事業所から出る一般廃棄物
産業廃棄物	排出者が許可業者へ委託又は秋田中央保健所の許可を受けて秋田県環境保全センターへ直接搬入又は民間の処分場へ直接搬入	事業活動に伴って生じた燃えながら、汚泥、がれき類、廃油、廃プラスチック等

##### ウ その他

犬、猫などの死骸	公道上の死骸は、その都度当該道路管理者が収集する。
----------	---------------------------

## (2) ごみ収集体制および処理手数料の変遷

年月日	内容
昭和22年8月	直営ごみ処理開始
昭和24年4月1日	秋田市塵芥処理手数料条例制定 甲地区：月額100円、75円、50円 乙地区：月額60円、45円、30円
昭和30年1月1日	ごみ処理手数料月額（1世帯） 80kg未満50円、80kg以上160kg未満75円、160kg以上100円 自己搬入処理手数料（1台） 3t積未満の自動車50円、3t積以上の自動車100円
昭和41年10月1日	残飯とごみの混合収集開始
昭和43年11月11日	可燃ごみ・不燃ごみの分別収集開始 可燃ごみ：週2回（周辺地域週1回） 不燃ごみ：月2回（周辺地域月1回）
昭和45年4月1日	一般家庭ごみ処理手数料の無料化（全市の家庭を収集対象とする）
昭和52年6月1日	ごみ処理手数料改定（可燃物：300円/100kg、不燃物：100円/100kg）
昭和53年9月4日	粗大ごみ収集開始（年1回一括収集。昭和54年度から品目ごと年3回収集）
昭和55年5月1日	空きびん分別収集開始（市内1/2の地域で月1回）
昭和56年5月1日	資源ごみ（空きびん・空き缶）分別収集開始 （全市対象 月1回） （財）クリーン・ジャパン・センターの「再資源化事業モデル都市」に指定
昭和57年4月1日	資源ごみ収集委託（委託先：（財）秋田市環境保全公社）
昭和58年6月1日	分別収集開始（4分別収集） 可燃ごみ：週2回 不燃ごみ：月1回 資源ごみ：月2回 粗大ごみ：春・秋年2回
11月1日	ごみ処理手数料改定（破碎処分手数料新設300円/100kg）
昭和60年6月1日	使用済み乾電池収集開始（5分別収集、資源ごみと抱合わせで月2回）
平成元年4月1日	廃棄物処理手数料改定（消費税を内税とする。） 粗大ごみ収集委託および収集回数変更（年3回）
平成2年6月1日	不燃ごみ収集回数変更（月2回）
平成4年7月1日	廃棄物処理手数料改定（597円/100kg）
平成7年6月1日	資源化物（空きびん、空き缶）に古紙類を追加
平成8年7月1日	廃棄物処理手数料改定（627円/100kg）
平成9年4月1日	廃棄物処理手数料改定（62円/10kg） 粗大ごみ戸別収集（有料）開始、可燃・不燃の指定袋収集開始
平成11年4月1日	資源化物（空きびん、空き缶、古紙類）にペットボトルを追加
平成12年7月1日	廃棄物処理手数料改定（66円/10kg）
平成13年4月1日	廃家電4品目を粗大ごみの収集品目から除外
平成14年4月1日	溶融施設の稼働に伴う大幅な分別変更（3区分9分別） ・家庭ごみ ・資源化物（金属類、ペットボトル、空きびん、ガス・スプレー缶、 空き缶、使用済み乾電池、古紙） ・粗大ごみ 家庭ごみの祝日収集開始
平成15年10月1日	家庭用使用済みパソコンを収集品目から除外
平成16年4月1日	廃棄物処理手数料改定（78円/10kg）
平成17年12月1日	アスベスト含有家庭用品の分別収集開始（H18.7月末まで）
平成18年4月1日	廃棄物処理手数料改定（90円/10kg）
平成20年4月1日	廃棄物処理手数料改定（112円/10kg）
平成24年7月1日	家庭ごみ有料化に伴い、家庭ごみ処理手数料設定（有料指定袋1L当たり1円）
平成26年4月1日	廃棄物処理手数料改定（115円/10kg）
平成28年1月8日	使用済み小型家電の拠点回収開始
平成28年12月1日	水銀含有ごみの分別収集開始
平成29年7月1日	ガス・スプレー缶の排出方法変更（穴を開けずに回収箱へ）
令和元年10月1日	廃棄物処理手数料改定（117円/10kg）

(3) 令和6年度実績

ア ごみ排出量

表2 ごみ排出量

(単位：t)

区分	家庭ごみ	事業ごみ	粗大ごみ	資源化物										水銀含有ごみ	公共系ごみ等	合計		
				空きびん	空き缶	古紙	ペットボトル	金属類	ガス・スプレー缶	使用済み乾電池	使用済み小型家電	再生利用向け食品廃棄物	その他				計	
家庭系	委託	50,655	-	490	1,835	798	-	1,030	474	19	20	-	-	-	4,176	12	-	55,333
	直営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	-	30	-	-	30
	その他	-	-	-	2	63	7,131	-	-	-	-	-	-	-	7,196	-	-	7,196
	古紙ステーション 集団回収	-	-	-	-	-	4,726	-	-	-	-	-	-	-	4,726	-	-	4,726
	集団回収	-	-	-	2	63	2,405	-	-	-	-	-	-	-	2,470	-	-	2,470
小計	50,655	0	490	1,837	861	7,131	1,030	474	19	20	30	0	0	11,402	12	0	62,559	
事業系	許可	-	28,433	755	574	315	8,420	136	27	0	0	-	3,277	-	12,749	-	-	41,937
	許可搬入	-	28,433	755	355	13	-	136	1	0	0	-	-	-	505	-	-	29,693
	許可独自	-	-	-	219	302	8,420	-	26	-	-	-	3,277	-	12,244	-	-	12,244
	自己搬入	-	3,773	2,591	6	12	567	8	0	0	0	-	-	-	593	-	-	6,957
	施設(民間)	-	3,773	2,591	6	12	-	8	0	0	0	-	-	-	26	-	-	6,390
	民間	-	-	-	-	-	567	-	-	-	-	-	-	-	567	-	-	567
	その他	-	871	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	985	1,877
小計	0	33,077	3,367	580	327	8,987	144	27	0	0	0	3,277	0	13,342	0	985	50,771	
合計	50,655	33,077	3,857	2,417	1,188	16,118	1,174	501	19	20	30	3,277	0	24,744	12	985	113,330	
総排出量	50,655	33,077	3,857	2,198	886	7,131	1,174	475	19	20	30	0	0	11,933	12	985	100,519	

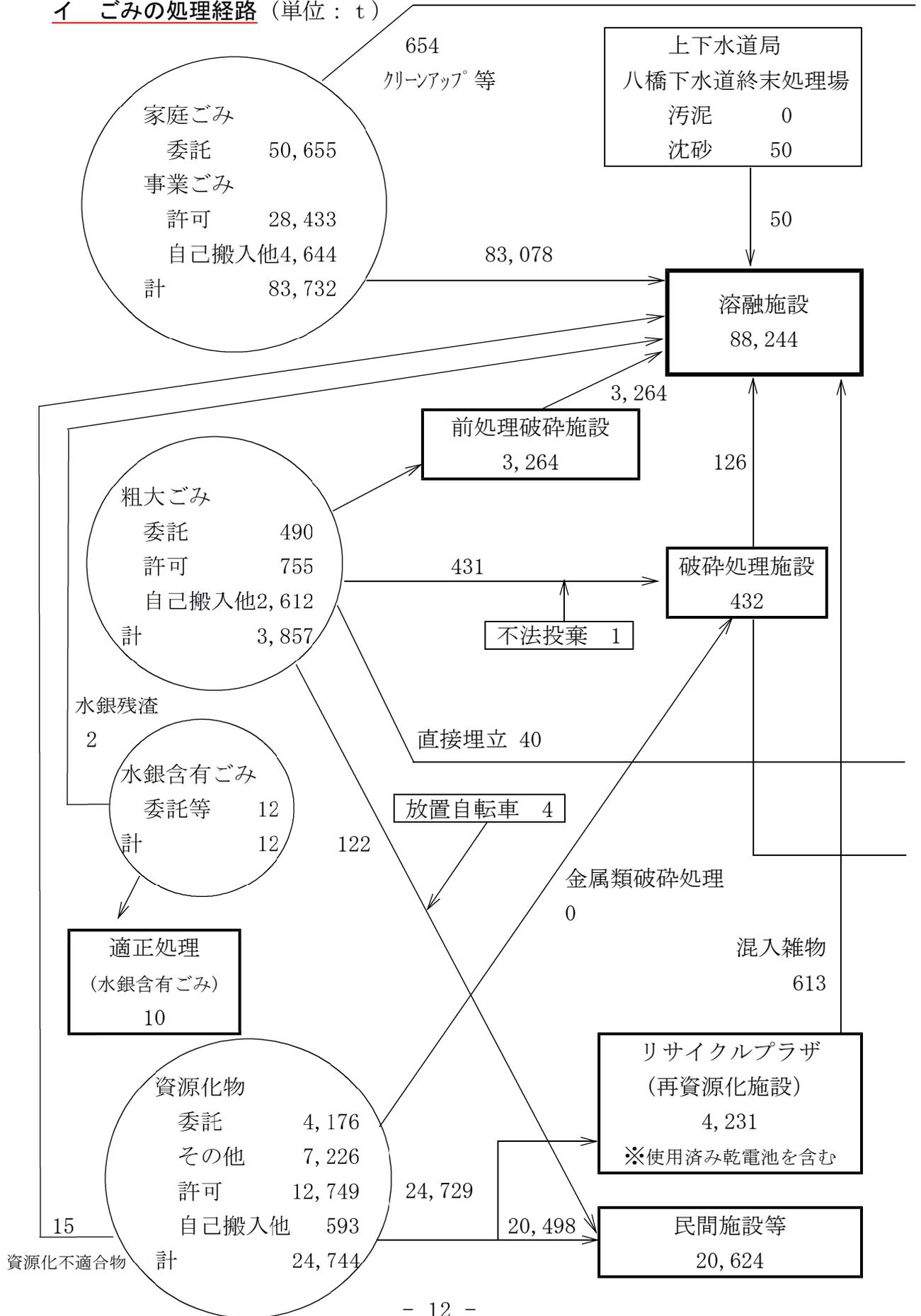
※ 公共系ごみは、し尿処理施設からの汚泥のほか不法投棄等を表す。

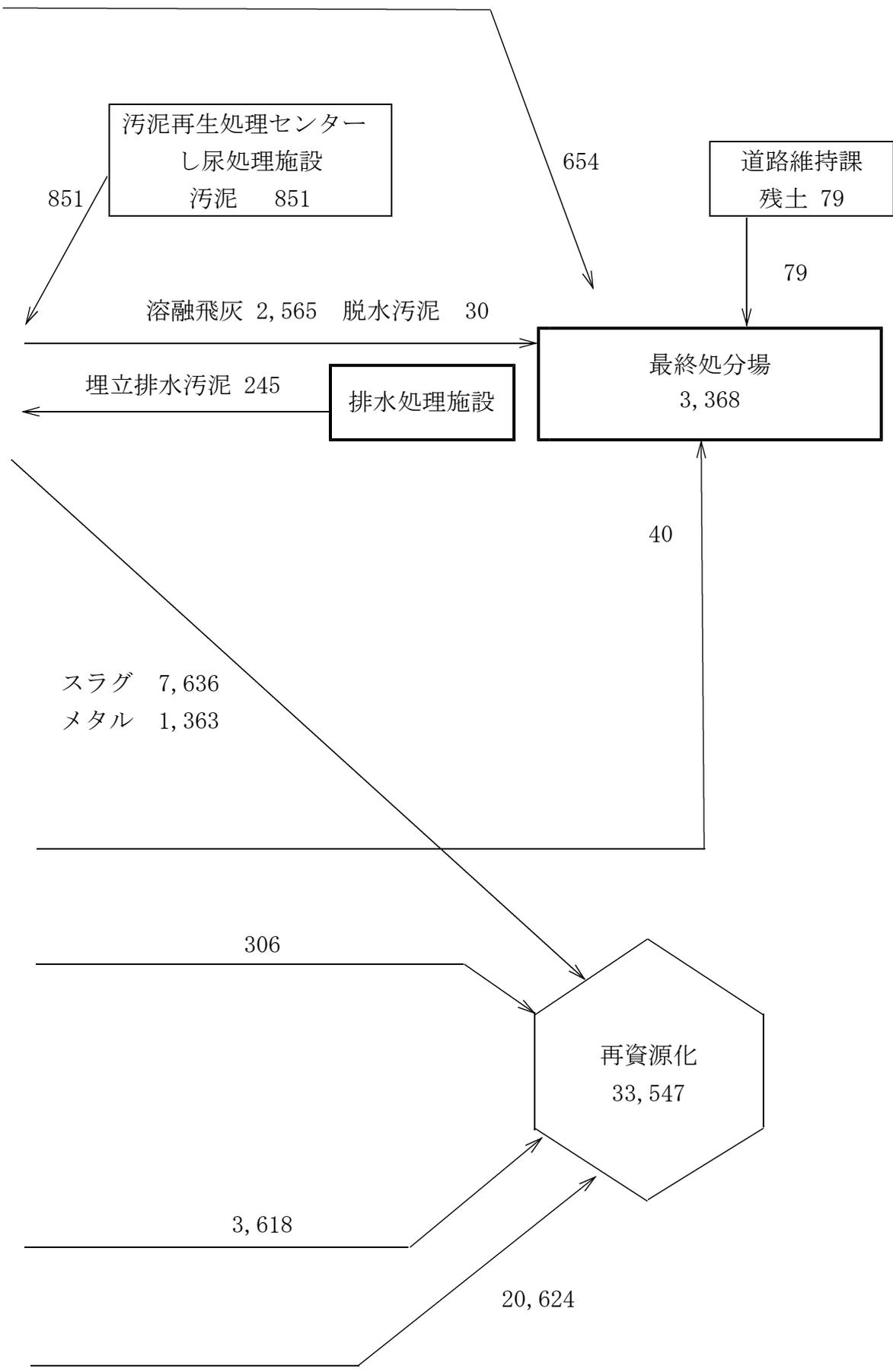
※ 事業系資源化物の民間施設等搬入分は、次の2つが該当し、ごみ総排出量から除外する。

(1)「許可独自」

(2)自己搬入の「古紙」(機密文書の古紙で、すべて民間専門業者への搬入)

イ ごみの処理経路 (単位：t)





(4) ごみ量の推移

ア 排出量

表3 排出量の推移

(単位：t)

区分		年度	2	3	4	5	6
計画収集人口（人）			304,334	301,573	298,587	295,065	291,412
計画収集世帯数（世帯）			145,642	146,088	146,498	146,536	146,496
家庭系	家庭ごみ		57,289	56,441	54,722	52,453	50,655
	粗大ごみ		588	605	552	496	490
	資源化物		13,541	13,349	13,152	12,078	11,402
	水銀含有ごみ		16	15	14	13	12
	小計		71,434	70,410	68,440	65,040	62,559
	前年度比%（指数R2年度=100）		100(100)	99(99)	97(96)	95(91)	96(88)
	事業系	事業ごみ		35,514	34,283	33,968	33,966
粗大ごみ			3,571	3,560	3,627	3,446	3,367
資源化物			12,757	13,816	13,055	14,155	13,342
民間施設等搬入分			12,281	13,334	12,536	13,621	12,811
公共系ごみ			1,593	1,349	1,254	1,460	985
小計			41,154	39,674	39,368	39,406	37,960
前年度比%（指数R2年度=100）			96(100)	96(96)	99(96)	100(96)	96(92)
総量	家庭ごみ等		92,803	90,724	88,690	86,419	83,732
	粗大ごみ		4,159	4,165	4,179	3,942	3,857
	資源化物		14,017	13,831	13,671	12,612	11,933
	公共系ごみ		1,593	1,349	1,254	1,460	985
	水銀含有ごみ		16	15	14	13	12
	合計		112,588	110,084	107,808	104,446	100,519
	指数（R2年度=100）		100	98	96	93	89
	前年度比（%）		98	98	98	97	96

※「公共系ごみ」は、し尿処理施設からの汚泥のほか不法投棄等を表す。

※事業系資源化物の「民間施設等搬入分」は、総量（ごみ総排出量）から除外する。

## イ 収集運搬量

表4 収集運搬量の推移

(単位：t)

区分		年度	2	3	4	5	6
家庭ごみ等	委託		57,289	56,441	54,722	52,453	50,655
	許可		30,478	29,964	29,511	29,296	28,433
	直接搬入等		5,036	4,319	4,457	4,670	4,644
	小計		92,803	90,724	88,690	86,419	83,732
	前年度比% (指数R2年度=100)		98(100)	98(98)	98(96)	97(93)	97(90)
粗大ごみ	委託		588	605	552	496	490
	許可		586	655	696	696	755
	直接搬入等		2,985	2,905	2,931	2,750	2,612
	小計		4,159	4,165	4,179	3,942	3,857
	前年度比% (指数R2年度=100)		110(100)	100(100)	100(100)	94(95)	98(93)
資源化物	委託等		4,850	4,785	4,663	4,383	4,206
	古紙ステーション回収・ 集団回収		8,691	8,564	8,489	7,695	7,196
	許可		11,969	13,190	12,406	13,547	12,749
	民間施設等搬入分		11,526	12,738	11,916	13,037	12,244
	直接搬入		788	626	649	608	593
	民間施設等搬入分		755	596	620	584	567
	小計		14,017	13,831	13,671	12,612	11,933
	前年度比% (指数R2年度=100)		97(100)	99(99)	99(98)	92(90)	95(85)
公共系ごみ (直接搬入)			1,593	1,349	1,254	1,460	985
水銀含有ごみ (委託)			16	15	14	13	12
総量	委託等		62,743	61,846	59,951	57,345	55,363
	古紙ステーション回収・ 集団回収		8,691	8,564	8,489	7,695	7,196
	許可		31,507	31,071	30,697	30,502	29,693
	直接搬入等		9,647	8,603	8,671	8,904	8,267
	小計		112,588	110,084	107,808	104,446	100,519

※「公共系ごみ」は、し尿処理施設からの汚泥のほか不法投棄等を表す。

※事業系資源化物の「民間施設等搬入分」は、総量（ごみ総排出量）から除外する。

## ウ 中間処理量および再資源化量

表5 中間処理量および再資源化量の推移

(単位：t)

項目	年度	2	3	4	5	6
溶融処理	家庭ごみ等	92,607	90,370	88,112	85,958	83,078
	焼却残渣	-	-	-	-	-
	破碎後溶融	47	201	171	94	126
	資源化不適合物	-	18	55	47	15
	下水汚泥	1,173	-	-	-	-
	下水沈砂	68	50	53	74	50
	御所野汚泥	371	247	289	294	245
	し尿処理施設汚泥	1,198	1,109	1,050	949	851
	し尿処理施設し渣(さ)	-	-	-	-	-
	公社混入雑物	610	769	719	606	613
	前処理破碎	3,608	3,396	3,437	3,223	3,264
	角田市災害廃棄物	-	-	-	-	-
	水銀残渣	3	2	2	2	2
計		99,685	96,162	93,888	91,247	88,244
破碎処理	粗大ごみ	3,740	3,969	3,984	3,539	3,695
	破碎後溶融	42	195	168	94	126
	破碎後資源化	90	378	379	222	305
	前処理破碎後溶融	3,608	3,396	3,437	3,223	3,264
	前処理鉄屑	-	-	-	-	-
	金属類	16	17	10	0	0
	破碎後溶融	5	6	3	-	-
	破碎後資源化	11	11	7	-	-
	不法投棄	1	1	1	1	1
	破碎後溶融	0	0	0	0	0
破碎後資源化	1	1	1	1	1	
計		3,757	3,987	3,995	3,540	3,696
資源化	資源化物	14,017	13,831	13,671	12,612	11,933
	空きびん	2,201	2,031	2,006	1,970	1,902
	委託収集	1,898	1,759	1,713	1,654	1,591
	許可搬入	300	269	290	313	309
	許可独自	241	236	233	228	219
	集団回収	3	3	3	3	2
	空き缶	896	880	859	782	758
	委託収集	817	801	782	705	675
	許可搬入	30	27	23	21	20
	許可独自	339	334	337	312	302
	集団回収	49	52	54	56	63
	ペットボトル	976	997	1,026	1,042	984
	委託収集	890	893	909	920	863
	許可搬入	86	104	117	122	121
	古紙	8,639	8,509	8,432	7,636	7,131
	古紙ステ	5,746	5,672	5,631	5,106	4,726
	機密文書	755	596	620	584	567
	許可独自	8,340	9,369	8,273	9,059	8,420
	集団回収	2,893	2,837	2,801	2,530	2,405
	金属類	649	599	559	514	475
	委託	648	598	559	513	474
	許可搬入	1	1	0	1	1
	許可独自	33	24	34	20	26
	再生利用向け食品廃棄物(許可独自)	2,573	2,775	3,039	3,418	3,277
	ガス・スプレー缶	2	5	22	22	19
	委託	2	5	22	22	19
	使用済み乾電池	16	17	15	15	20
委託	16	17	15	15	20	
使用済み小型家電	28	24	31	25	30	
直営	28	24	31	25	30	
混入雑物	610	769	719	606	613	
公社	610	769	719	606	613	
破碎後資源化	102	390	387	223	306	
破碎前処理鉄屑	-	-	-	-	-	
スラグ	9,831	8,770	7,895	7,740	7,636	
メタル	1,874	1,404	1,352	1,452	1,363	
計(雑物、金属類除く)		24,565	23,027	22,027	20,907	20,150

※資源化物の「許可独自」および「機密文書」は、資源化量から除外する。

## エ 最終処分量

表6 最終処分量の推移

(単位：t)

項目 \ 年度	2	3	4	5	6
クリーンアップ等	196	354	578	461	654
粗大ごみ直接埋立	31	45	36	51	40
溶融飛灰等（センター）	2,478	2,392	2,386	2,702	2,565
脱水汚泥（センター）	44	26	23	28	30
残土	318	184	147	429	79
計	3,067	3,001	3,170	3,671	3,368

## オ ごみ総排出量の推移

表7 ごみ総排出量の推移

(単位：t)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
家庭ごみ等	92,803	90,724	88,690	86,419	83,732
粗大ごみ	4,159	4,165	4,179	3,942	3,857
資源化物	14,017	13,831	13,671	12,612	11,933
公共系ごみ	1,593	1,349	1,254	1,460	985
水銀含有ごみ	16	15	14	13	12
総排出量	112,588	110,084	107,808	104,446	100,519

※「公共系ごみ」は、し尿処理施設からの汚泥のほか不法投棄等を表す。

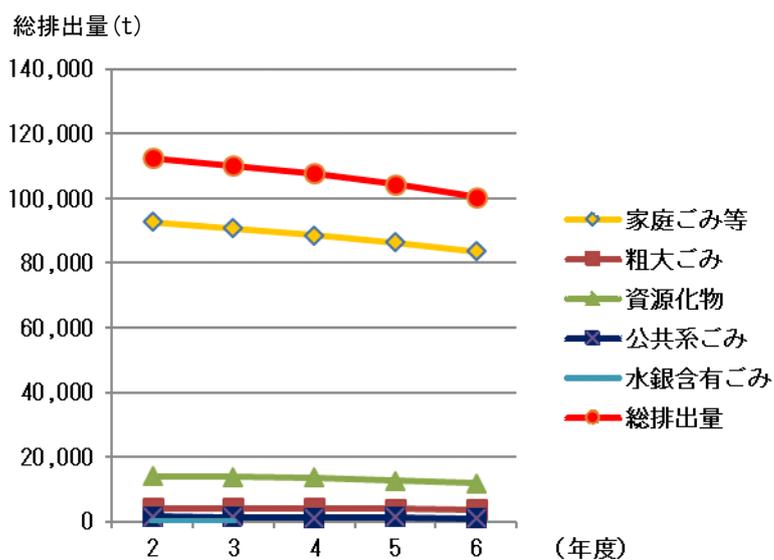


図1-ごみ総排出量の推移

## カ 一人1日当たり（家庭系と総排出量）

表8 一人1日当たり（家庭系と総排出量）の推移

（単位：g）

項目	年度	2	3	4	5	6
家庭系ごみ		639	635	623	596	582
ごみ総排出量		1,008	993	981	957	935

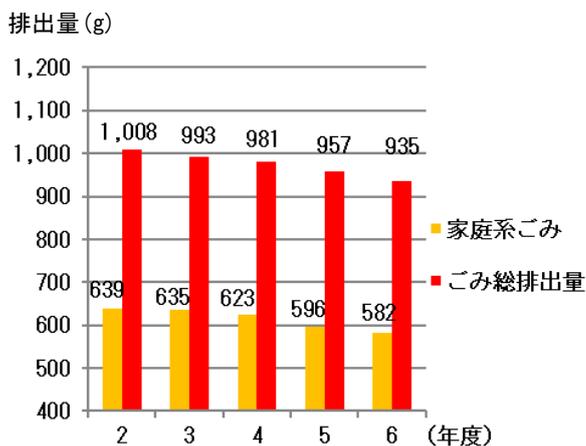


図2 一人1日当たり（家庭系と総排出量）の推移

## キ 一人1日当たり（家庭系内訳）

表9 一人1日当たり（家庭系内訳）の推移

（単位：g）

項目	年度	2	3	4	5	6
家庭ごみ		513	509	498	481	471
粗大ごみ		5	5	5	5	5
資源化物		121	120	120	110	106
合計		639	635	623	596	582

※令和3年度は、家庭ごみ509.22g、粗大ごみ5.46g、合計一人1日当たり514.68gであり「515g」となる

※令和5年度は、家庭ごみ480.65g、粗大ごみ4.55g、合計一人1日当たり485.20gであり「485g」となる

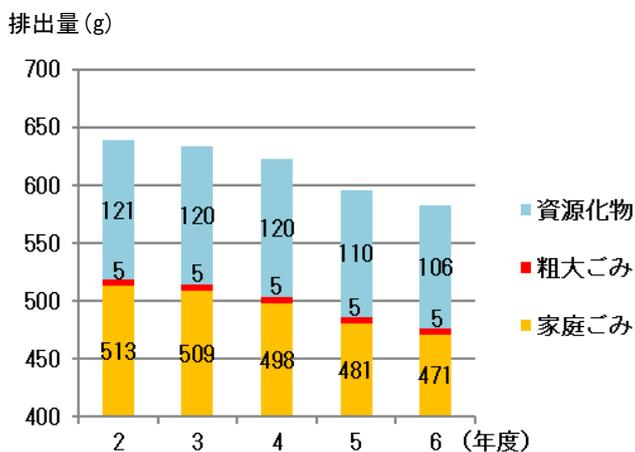


図3 一人1日当たり（家庭系内訳）の推移

## 4 ごみ減量・再資源化事業

### (1) 資源集団回収

昭和53年から資源集団回収を奨励しており、平成元年度からは「資源集団回収奨励金制度」を設け、資源回収を実施した各種団体および回収業者に奨励金を交付している。

#### ア 回収実績

表10 回収実績

(単位：t)

品目 \ 年	2	3	4	5	6
古紙類	2,932	2,865	2,797	2,565	2,460
空き缶	49	50	53	56	62
空きびん	4	3	3	3	2
古繊維	0	0	0	0	0
合計	2,985	2,918	2,853	2,624	2,524

※回収実績の集計は、暦年による。

#### イ 回収量の推移

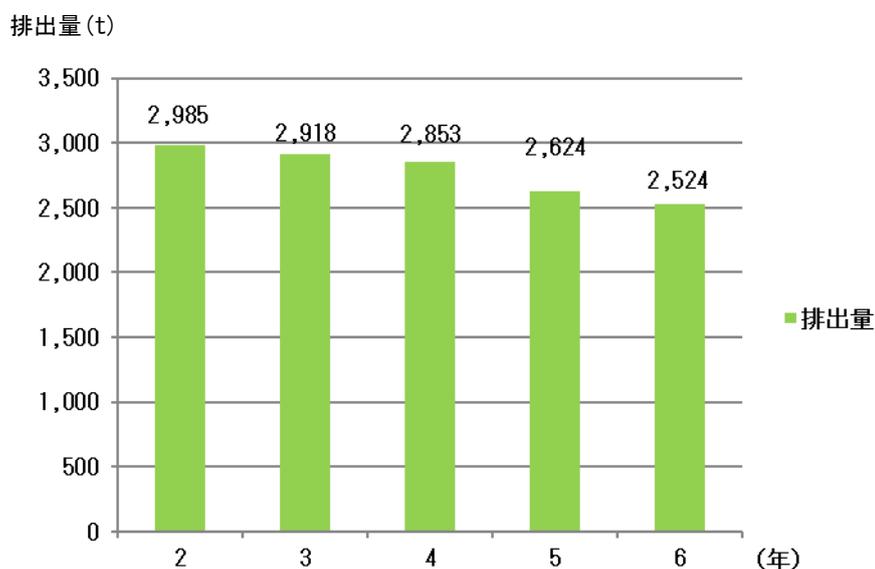


図4 - 回収量の推移

## ウ 実施団体数

表11 実施団体数の推移

団体 \ 年	2	3	4	5	6
子供会	136 (972)	133 (970)	132 (957)	133 (949)	119 (832)
町内会	330 (3,739)	331 (3,773)	334 (3,804)	340 (3,825)	347 (3,925)
婦人会(部)	22 (214)	21 (205)	20 (194)	20 (193)	19 (181)
老人クラブ	11 (79)	12 (84)	12 (90)	12 (100)	12 (101)
その他	51 (672)	51 (686)	49 (688)	49 (686)	50 (699)
合計	550 (5,676)	548 (5,718)	547 (5,733)	554 (5,753)	547 (5,738)

※実施団体数の集計は、暦年による。

※( )内は、実施団体の延回数を表す。

## エ 実施団体数の推移

団体数

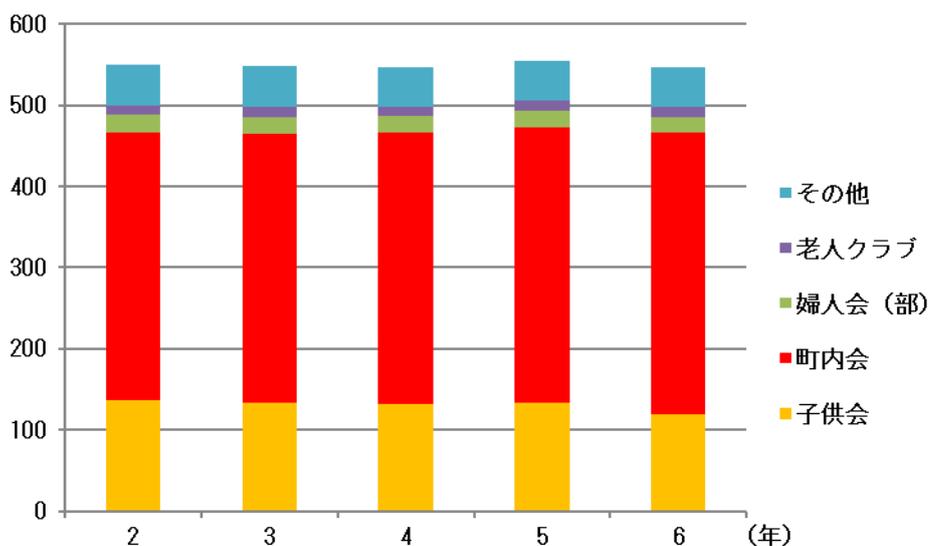


図5-実施団体数の推移

## (2) 古紙ステーション回収

古紙回収業者である協同組合秋田古紙回収協会と最終受け入れ先である日本製紙秋田サポート(株)および古紙問屋との間で協定を締結し、古紙のステーション回収を実施している。

一般家庭から排出される古紙類を、平成7年6月から月2回の資源化物（空き缶・空きびん）収集日に集積所から回収している。

表12 古紙ステーション回収量の推移

(単位：t)

年度	品目	新聞紙	雑誌類	ダンボール	紙パック	合計
2		2,733.28	1,702.43	1,304.52	5.84	5,746.07
3		2,743.85	1,587.90	1,335.89	4.73	5,672.37
4		2,649.86	1,620.56	1,356.51	3.98	5,630.91
5		2,340.52	1,488.54	1,272.54	4.84	5,106.44
6		2,167.39	1,363.04	1,191.49	4.09	4,726.01

## (3) 事業系一般廃棄物減量・再資源化事業

市内の各事業所・事務所から排出される古紙類や空きびん・空き缶の分別徹底を推進し、ごみの減量と資源化に取り組んでいる。

表13 減量・再資源化実績(品目別)

(単位：t)

年度	品目	古紙類	空きびん	空き缶	ペットボトル	金属類	再生利用向け食品廃棄物(※)	合計
2		8,340	572	361	89	34	2,573	11,969
3		9,369	553	356	112	25	2,775	13,190
4		8,273	581	355	124	34	3,039	12,406
5		9,059	591	327	131	21	3,418	13,547
6		8,420	574	315	136	27	3,277	12,749

※事業所から排出される食品廃棄物（一般廃棄物に限る。）であって、廃棄物再生活業者により再生利用されたもの。

(単位：t)

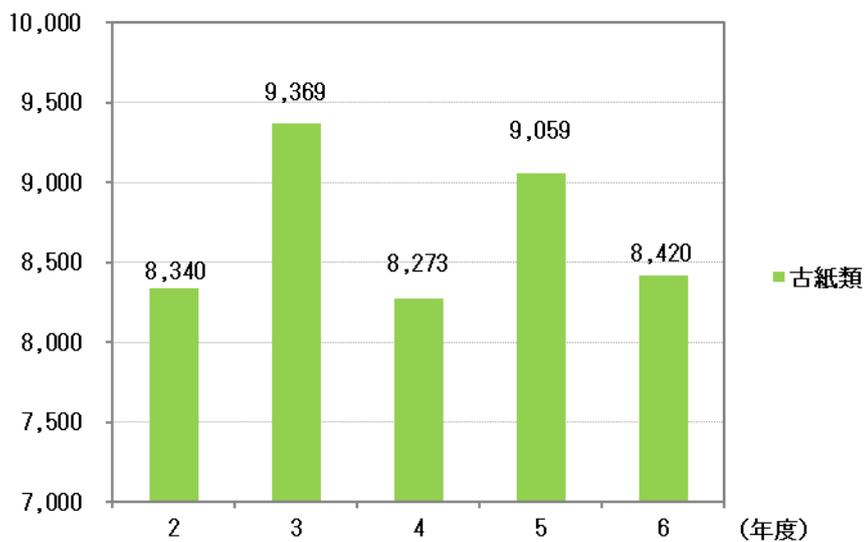


図6－再資源化実績（古紙類）

(単位：t)

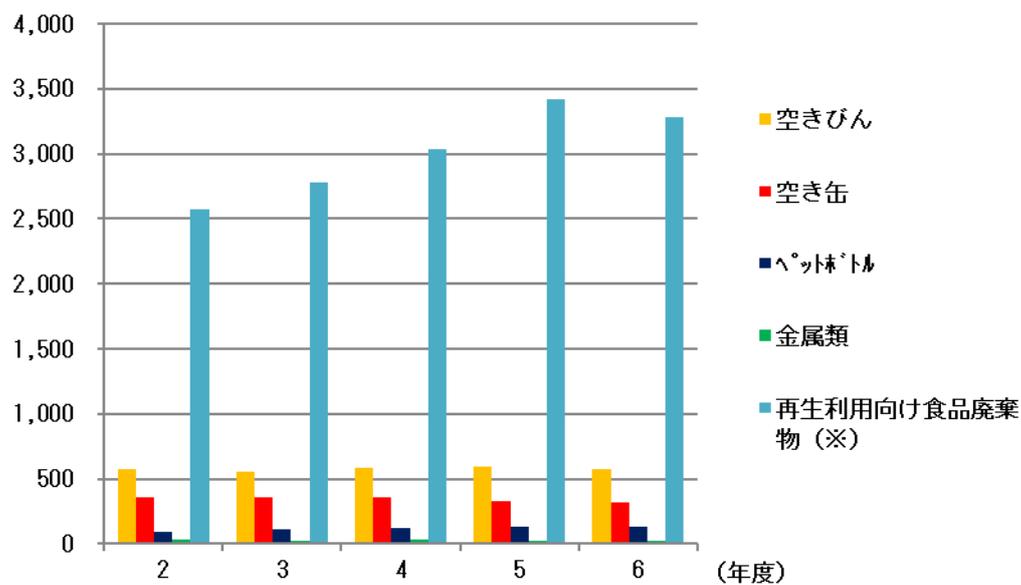


図7－再資源化実績

(空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、再生利用向け食品廃棄物)

#### (4) 機密文書の処理

事務所・事業所で発生する機密文書は、市内の製紙会社と協力し、再資源化を図っている。

利用事業者が事前に直接搬入先に連絡して自己搬入し、事業者立会いのもと直接溶解機に文書を投入することで、機密を保ちながら再資源化を行っている。

表14 機密文書再資源化量の推移

(単位：t)

年度	2	3	4	5	6
再資源化量	755	596	620	584	567

(単位：t)

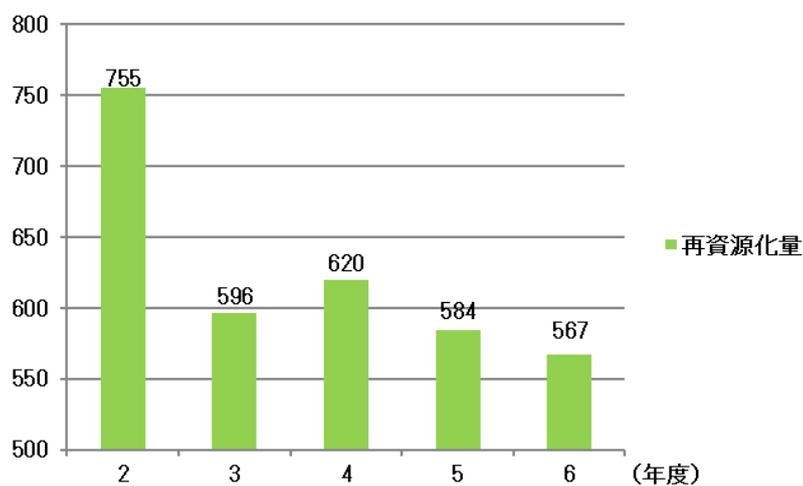


図8 - 機密文書再資源化量の推移

## (5) 再資源化量の推移

表15 再資源化量の推移

(単位：t)

項目		年度	2	3	4	5	6	
ごみ総排出量	年量……… (A)		112,588	110,084	107,808	104,446	100,519	
	対前年比 (%)		98.4	97.8	97.9	96.9	96.2	
	指数 (R2年度=100)		100.0	97.8	95.8	92.8	89.3	
	一人1日当たりの排出量 (g)		1,008	993	981	957	935	
資源化量	公社	直営・委託収集 (H22から委託のみ)	3,623	3,475	3,442	3,316	3,168	
		事業系廃棄物 (公社搬入分)	388	375	406	436	429	
		自己搬入	28	25	25	20	21	
		小計	4,039	3,875	3,873	3,772	3,618	
	センター	破砕施設等での鉄類回収	102	390	387	223	306	
		スラグ・メタル	11,705	10,174	9,247	9,192	8,999	
		小計	11,807	10,564	9,634	9,415	9,305	
	民間	集団回収	2,945	2,892	2,858	2,589	2,470	
		古紙ステーション回収	5,746	5,672	5,631	5,106	4,726	
		許可業者等搬入……… (B)	11,526	12,738	11,916	13,037	12,244	
		(公社搬入分を除く)	-	-	-	-	-	
		使用済み小型家電	28	24	31	25	30	
		機密文書……… (C)	755	596	620	584	567	
		その他	1,029	720	657	826	587	
	小計	22,029	22,642	21,713	22,167	20,624		
	計 (D)	37,875	37,081	35,220	35,354	33,547		
	対前年比 (%)			94.1	97.9	95.0	100.4	94.9
	指数 (R2年度=100)			100.0	97.9	93.0	93.3	88.6
	民間施設搬入分を除いた 資源化率 (D-B-C) / A			22.7%	21.6%	21.0%	20.8%	20.6%
	民間施設搬入分を含む 資源化率 D / (A+B+C)			30.3%	30.0%	29.3%	29.9%	29.6%

※表中の「公社」は(公財)秋田市総合振興公社を表す。

## 5 し尿処理事業

### (1) 収集体制と区域割り

し尿 し尿の収集は許可業者6社が下図の区域割りにより収集を行う。  
一般家庭のし尿は、秋田地域は原則として月1回の定期収集を行うが、河辺・雄和地域は申込み収集である。

浄化槽 し尿と同じ許可業者6社が、区域割りなしで随時収集を行う。



図9-し尿収集区域割り図

## (2) し尿くみ取り料金基準額の変遷

年 月 日	内 容
昭和 29 年 12 月 20 日	4月～11月 100円 (180%当たり) 12月～ 3月 125円 ( " )
昭和 36 年 8 月 1 日	4月～11月 150円 ( " ) 12月～ 3月 170円 ( " )
昭和 38 年 10 月 10 日	4月～11月 220円 ( " ) 12月～ 3月 260円 ( " )
昭和 44 年 11 月 1 日	270円 ( " )
昭和 47 年 8 月 1 日	320円 ( " )
昭和 49 年 2 月 1 日	450円 ( " )
昭和 50 年 4 月 21 日	660円 ( " )
昭和 52 年 11 月 1 日	840円 ( " )
昭和 57 年 9 月 1 日	180%当り1,050円(昭和57年9月1日から昭和58年5月31日まで暫定手数料180%当り950円とする。)180%を超える18%までごと105円加算
昭和 60 年 7 月 1 日	定額制 1人につき月額270円 従量制 180%まで1,050円、180%を超える18%までごとに105円加算
平成 元年 4 月 1 日	定額制 1人につき月額278円 従量制 180%まで1,081円、180%を超える18%までごとに108円加算
平成 2 年 6 月 1 日	定額制 1人につき月額333円 従量制 180%まで1,308円、180%を超える18%までごとに130円加算
平成 4 年 7 月 1 日	定額制 1人につき月額358円 従量制 180%まで1,404円、180%を超える18%までごとに140円加算
平成 6 年 7 月 1 日	定額制 1人につき月額387円 従量制 180%まで1,520円、180%を超える18%までごとに151円加算
平成 8 年 7 月 1 日	定額制 1人につき月額416円 従量制 180%まで1,632円、180%を超える18%までごとに162円加算
平成 9 年 4 月 1 日	定額制 1人につき月額424円 従量制 180%まで1,664円、180%を超える18%までごとに165円加算
平成 10 年 7 月 1 日	定額制 1人につき月額467円 従量制 180%まで1,833円、180%を超える18%までごとに182円加算
平成 12 年 7 月 1 日	定額制 1人につき月額489円 従量制 180%まで1,918円、180%を超える18%までごとに191円加算
平成 17 年 1 月 11 日	【秋田地域】 定額制 1人につき月額489円 従量制 180%まで1,918円、180%を超える18%までごとに191円加算 【河辺・雄和地域】 従量制 180%まで1,050円、180%を超える18%までごとに105円加算
平成 18 年 4 月 1 日	【河辺・雄和地域】 従量制 180%まで1,267円、180%を超える18%までごとに126円加算
平成 19 年 4 月 1 日	【河辺・雄和地域】 従量制 180%まで1,484円、180%を超える18%までごとに148円加算
平成 20 年 4 月 1 日	【河辺・雄和地域】 従量制 180%まで1,701円、180%を超える18%までごとに170円加算
平成 21 年 4 月 1 日	【河辺・雄和地域】 従量制 180%まで1,918円、180%を超える18%までごとに191円加算
平成 23 年 4 月 1 日	定額制 1人につき月額501円 従量制 180%まで1,963円、180%を超える18%までごとに196円加算
平成 26 年 4 月 1 日	定額制 1人につき月額516円 従量制 180%まで2,019円、180%を超える18%までごとに201円加算
平成 30 年 4 月 1 日	定額制 1人につき月額556円 従量制 180%まで2,181円、180%を超える18%までごとに218円加算
令和 元年 10 月 1 日	定額制 1人につき月額566円 従量制 180%まで2,222円、180%を超える18%までごとに222円加算
令和 3 年 4 月 1 日	定額制 1人につき月額608円 従量制 180%まで2,387円、180%を超える18%までごとに238円加算

※令和 7 年 10 月 1 日基準額改定予定

(3) 令和6年度実績

ア し尿の処理経路

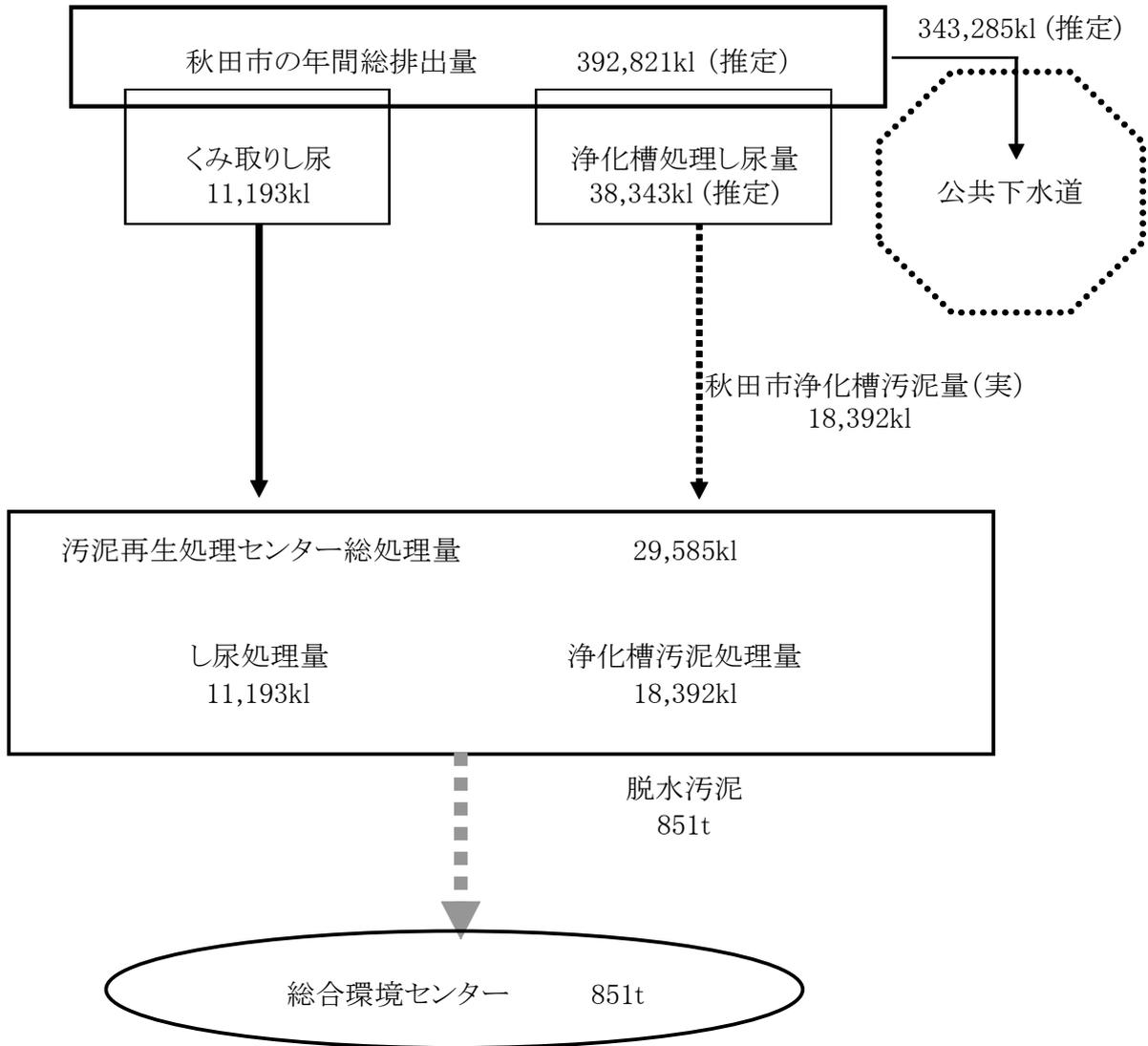


図10-し尿の処理経路

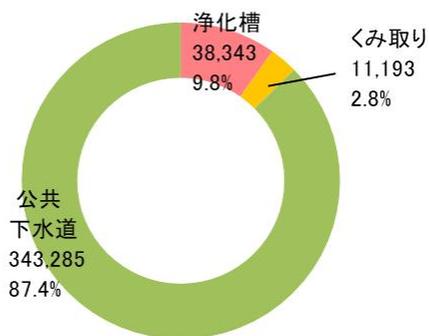


図11-し尿排出割合

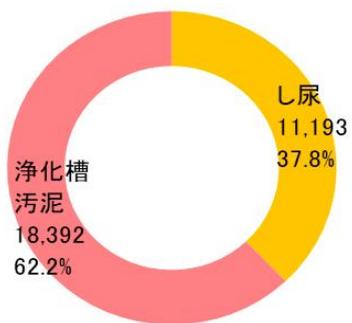


図12-し尿処理割合

## イ 処理量の推移

表16 し尿と浄化槽汚泥処理量の推移

(単位:k<sub>l</sub>)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
し尿	13,664	13,039	12,562	12,161	11,193
浄化槽汚泥	20,904	20,715	20,587	19,716	18,392
合計処理量	34,568	33,754	33,149	31,877	29,585

(年間処理量 : k<sub>l</sub>)

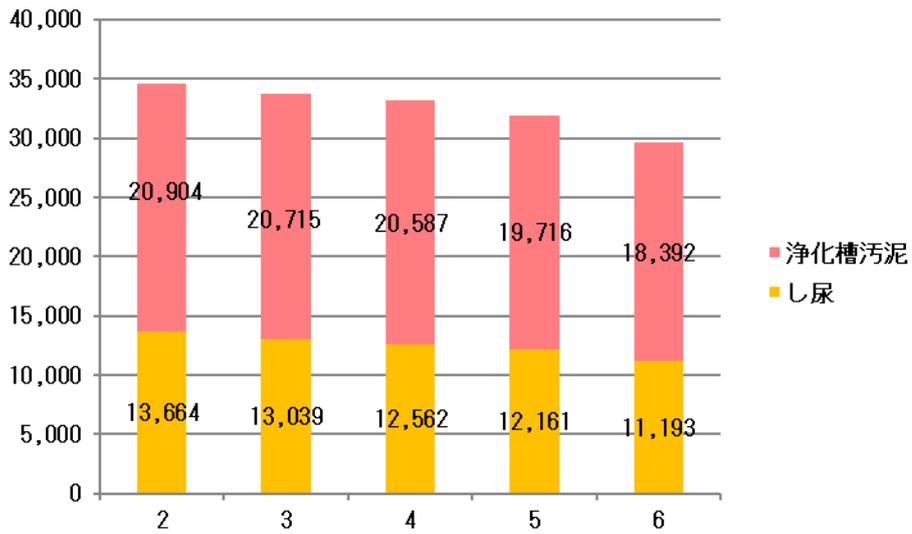


図13—し尿と浄化槽汚泥処理量の推移

(年間処理量 : k<sub>l</sub>)

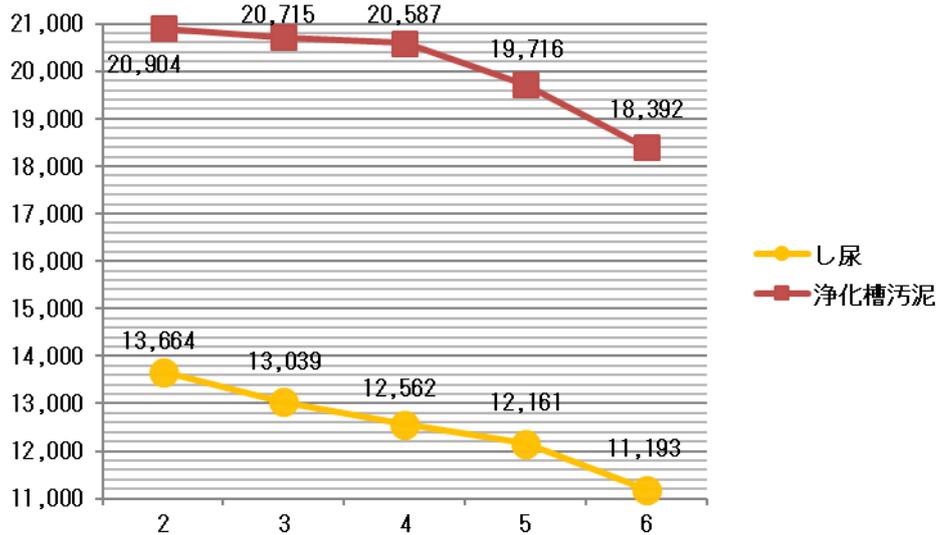


図14—し尿と浄化槽汚泥処理量の推移

## (4) くみ取り人口等の推移

表17 くみ取り人口等の推移

項目	年度	2	3	4	5	6
全市人口（人）		304,334	301,573	298,587	295,065	291,412
構成比（％）		100	100	100	100	100
指数（R2年度=100）		100	99	98	97	96
前年度比		99	99	99	99	99
くみ取り人口（人）		9,287	8,432	8,238	7,589	7,346
構成比（％）		3.1	2.8	2.8	2.6	2.5
指数（R2年度=100）		100	91	89	82	79
前年度比		92	91	98	92	97
し尿処理量（kl）		13,664	13,039	12,562	12,161	11,193
指数（R2年度=100）		100	95	92	89	82
前年度比		96	95	96	97	92
水洗化人口（人）		295,047	293,141	290,349	287,476	284,066
構成比（％）		96.9	97.2	97.2	97.4	97.5
指数（R2年度=100）		100	99	98	97	96
前年度比		100	99	99	99	99
下水道人口（人）		257,711	257,620	257,042	256,613	255,621
構成比（％）		84.7	85.4	86.1	87.0	87.7
指数（R2年度=100）		100	100	100	100	99
前年度比		100	100	100	100	100
下水道普及率（％）		94.1	94.7	95.1	95.6	96.1
浄化槽人口（人）		37,336	35,521	33,307	30,863	28,445
（うち、農業集落排水人口）		(8,169)	(6,742)	(5,965)	(4,838)	(3,739)
構成比（％）		12.3	11.8	11.2	10.5	9.8
指数（R2年度=100）		100	95	89	83	76
前年度比		98	95	94	93	92
浄化槽汚泥処理量（kl）		20,904	20,715	20,587	19,716	18,392
指数（R2年度=100）		100	99	98	94	88
前年度比		98	99	99	96	93

## 6 廃棄物処理施設一覧表

施設名称	総合環境センター	
分類	熔融施設	
所在地	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1	
電話番号	018-839-4816	
着工	平成10年9月 (増強)平成21年10月	
竣工	平成14年3月 (増強)平成24年3月	
敷地面積	432,000m <sup>2</sup> (総敷地面積476,000m <sup>2</sup> )	
建築面積	工場棟他 9,784m <sup>2</sup> 管理棟 1,399m <sup>2</sup> (増強)用役棟 310m <sup>2</sup>	
延床面積	工場棟他 25,896m <sup>2</sup> 管理棟 2,830m <sup>2</sup> (増強)用役棟 620m <sup>2</sup>	
建物構造	鉄筋コンクリート6階、地下1階 (増強)用役棟 鉄筋コンクリート2階	
プラントメーカー	新日本製鐵(株) (増強)新日鉄エンジニアリング(株)	
処理方式	全連続直接高温熔融炉 (シャフト炉式ガス化熔融炉)	
公称能力	460t/日(230t/日×2基)	
付帯設備等	廃熱ボイラー ろ過式集塵機、触媒方式 蒸気タービン発電 (最大出力8,500kW) 煙突59m	
その他	発電による場内電気供給および余剰電力売却	
建設費	20,462,582千円 (増強)4,966,500千円	
財 源 内 訳	国庫補助	6,927,415千円 (増強)966,394千円
	起債	12,029,200千円 (増強)2,976,200千円
	一般財源	1,505,967千円 (増強)993,906千円
	その他	—

※ 表中の(増強)とは、処理能力増強等工事の略を表す。

総合環境センター		
前 処 理 破 碎 施 設	第 2 リ サ イ ク ル プ ラ ザ ( 金 属 回 収 施 設 )	リ サ イ ク ル プ ラ ザ ( 再 資 源 化 施 設 )
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番3	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1
018-839-4816	同 左	同 左
平成10年9月 (増強)平成21年10月	平成16年10月	平成9年9月
平成14年3月 (増強)平成24年3月	平成18年9月	平成11年3月
総合環境センター溶融施設敷地面積を含む	同 左	同 左
総合環境センター溶融施設建築面積を含む	2,034.61m <sup>2</sup>	2,551.84m <sup>2</sup>
総合環境センター溶融施設延床面積を含む	3,013.38m <sup>2</sup>	5,062.13m <sup>2</sup>
総合環境センター溶融施設建築構造を含む	鉄骨造一部 鉄骨鉄筋コンクリート4階建	鉄骨造一部 鉄筋コンクリート3階建
新日本製鐵(株) (増強)新日鉄エンジニアリング(株)	新日鉄エンジニアリング(株)	三菱重工業(株)
2軸剪断式	粗大ごみ・金属類二軸剪断破碎 堅型回転破碎 機械選別	—
10t/5h	32t/5h	びん:36t/5h 缶:28t/5h ペットボトル:10t/5h
		ごみ計量機およびデータ 処理装置 カレット粉砕機 集塵設備 立体自動倉庫
-	-	プレスブロック重量 スチール:90kg アルミ:40kg ペットボトル:170kg
総合環境センター溶融施設建設費を含む	1,614,400千円	1,946,500千円
総合環境センター溶融施設建設費を含む	387,325千円	973,250千円
総合環境センター溶融施設建設費を含む	1,210,500千円	924,500千円
総合環境センター溶融施設建設費を含む	16,575千円	48,750千円
-	-	-

施設名称	汚泥再生処理センター	施設名称	総合環境センター		
分類	し尿処理施設(175kl/日)	分類	最終処分場		
所在地	秋田市向浜一丁目13番1号	所在地	秋田市河辺豊成 字虚空蔵大台滝地内		
電話番号	018-839-4816	電話番号	018-839-4816		
着工	平成23年9月	開設年月	旧埋立地 昭和42年11月 新埋立地 昭和54年4月		
竣工	平成25年1月	埋立期間	旧埋立地 S42年～H元年 新埋立地 S54年～		
敷地面積	45,835.55m <sup>2</sup>	埋立地面積	旧埋立地 297,000m <sup>2</sup> 新埋立地 191,000m <sup>2</sup>		
建築面積	2,752.30m <sup>2</sup>	埋立地有効面積	旧埋立地 150,000m <sup>2</sup> 新埋立地 97,000m <sup>2</sup>		
延床面積	4,543.52m <sup>2</sup>	埋立容量	旧埋立地 2,270,000m <sup>3</sup> 新埋立地 1,500,000m <sup>3</sup>		
建物構造	鉄筋コンクリート3階、地下1階	処分場の分類	管理型		
プラントメーカー	水ing株式会社	浸出水処理方法	旧埋立地 除鉄処理+砂ろ過 新埋立地 前処理(Ca除去)+標準 活性汚泥法+凝集沈殿法+砂ろ過		
処理方式	固液分離・希釈放流方式	浸出水量	旧埋立地 900m <sup>3</sup> /日 新埋立地 1,100m <sup>3</sup> /日		
公称能力	175kl/日	処理水質	BOD 20mg/l以下 COD 30mg/l以下 SS 10mg/l以下 DXN 10pg-TEQ/l以下		
付帯設備等	軸摺動式スクリーンプレス脱水機 脱臭設備 脱水汚泥コンベア	付帯設備等	排水処理施設 雨水調整池		
その他	pH 5.0～9.0 BOD 600mg/l以下 COD 600mg/l以下 SS 600mg/l以下	その他	一期工事施工業者 排水処理施設他 三菱重工業株  二期工事施工業者 埋立地他 みらい・中田建設JV 排水処理施設 新日本製鐵株		
建設費	877,463千円 ※汚泥再生処理センター新設、放 流設備および場内整備工事の合 計である。	建設費	一期工事(S52～S53) 720,082千円 二期工事(H13～H15) 2,366,250千円		
財源内訳	国庫補助	234,468千円	財源内訳	国庫補助	一期工事 215,746千円 二期工事 239,098千円
	起債	551,000千円		起債	一期工事 473,800千円 二期工事 1,944,800千円
	一般財源	91,995千円		一般財源	一期工事 30,536千円 二期工事 182,352千円
	その他	—		その他	—

## 7 秋田市清掃事業の推移

### (1) ごみ収集

市制施行は明治22年。同23年10月にはごみ収集に関係のある秋田市特別所得税条例および徴収督促条例が制定された。当時の秋田市は外町と内町に区分されており、ごみの排出量の多い外町に対して特別所得税を課税していた。

明治33年4月には環境衛生の主要な法律として「汚物掃除法」が施行された。大正末期から昭和初期にかけて市のごみ排出状況は、料理店か大きな商店から出るものが大部分であり、一般家庭からは春、秋の清掃時のみであった。

昭和22年8月からは市の直営でごみ処理事業を開始し、厚生課保健衛生係が清掃業務を担当した。当時はごみ処理を希望する世帯からの申込みを随時受け付けて無料で収集していた。その後はごみの排出量の上昇に伴って、処理を希望する世帯数およびごみ収集に係る費用が増大していった。そのため昭和24年4月から秋田市塵芥処理手数料条例を施行し、各家庭からごみ処理手数料を徴収した。

昭和26年8月には、厚生課保健衛生係に代わり、新設した衛生課清掃係が業務を担当し、本格的に清掃業務を開始した。

昭和29年4月には「清掃法」が施行され「汚物掃除法」は廃止、清掃事業は市町村固有の事務とされ、同年12月に「秋田市清掃条例」を制定した。

昭和43年11月からは分別収集を開始して、可燃物は週2回、不燃物は月2回の収集を行った。

昭和45年4月には一般家庭のごみ処理手数料を無料化したが、収集対象世帯を市内全域としたことから直営の収集だけでは対応しきれず、ごみ収集の一部業務委託を開始した。

昭和53年9月に粗大ごみ収集を開始した。(財)秋田市環境保全公社(以下「公社」という。)を昭和54年4月に設立して空きびん回収処理部門を設け、資源ごみ(当初は空きびんのみ)収集処理事業を推進することとし、資源ごみ収集モデル3地区において同年8月から、空きびん収集を公社に委託して試験的に行った。

昭和55年5月からは市内の半分の地区において、月1回の空きびん収集を直営で行い、処理業務は公社に委託した。

昭和56年5月には、(財)クリーン・ジャパン・センターの「再資源化事業モデル都市」に指定されたことに伴い、市内全域を対象に空きびん・空き缶を資源ごみとして直営で月1回の収集を開始した。同年10月には再資源化施設として秋田市リサイクルセンターが竣工し、本格的に再資源化事業に取り組んだ。

昭和57年5月には資源ごみの収集も公社に委託し、昭和58年6月には燃やせるごみ週2回、燃やせないごみ月1回(平成2年6月1日から月2回)、資源ごみ月2回の収集体制とした。

昭和60年6月からは使用済み乾電池の分別収集を公社に委託して開始し、月2回資源ごみと合わせて回収した。

平成元年4月からは粗大ごみ収集を委託化して、急激な増加傾向にある粗大ごみのステーション収集を年3回とする対応を行っていたが、平成9年4月から戸別有料収集へ変更した。

平成14年4月の溶融炉稼働に伴い分別区分を改定し、「家庭ごみ〈週2回〉」、「資源化物（金属類〈月1回〉、空きびん、ガス・スプレー缶、空き缶、使用済み乾電池、古紙類、ペットボトル〈月2回〉）」、「粗大ごみ」とした。

平成22年4月から、完全委託収集とした。

平成24年7月から家庭ごみ処理手数料の徴収を開始した。

平成28年1月から使用済み小型家電の拠点回収を市役所本庁舎ほか20ヵ所で開始し、同年12月からは、協力スーパー（6社）にも回収ボックスを設置した。令和3年度末時点で48か所で拠点回収を実施している。

平成28年12月から「水銀含有ごみ」の分別収集（ステーション回収）を開始した。

## (2) 家庭ごみの有料化

本市では、一般廃棄物処理基本計画(以下「計画」という。)で、平成22年度までに「市民一人1日当たりの家庭系ごみ（資源化物を除く。）の排出量」を平成11年度の618gから10%以上削減し556gとすることを目標に掲げ、ごみの減量やリサイクル等を推進してきたが、平成20年度以降は思うように減量が進まない状況となっていた。そのため計画の中間目標年度だった平成22年度には目標設定を2年延長することとし、平成24年度までの達成目標とした。

このような状況のもと、平成21年11月に家庭ごみの有料化について秋田市廃棄物減量等推進審議会へ諮問したところ、平成22年7月に、「経済的動機付けが働くことにより、ごみの減量が図られる有効な手段であり、市民の理解と協力のもとに実施する必要がある」との答申を受けた。

この答申を基に、家庭ごみの有料化が平成23年9月議会によって可決され、平成24年7月から実施することとした。

実施に際しては、減量が難しいごみとして「剪定枝、刈草・落ち葉、おむつ」については有料化対象外としたほか、「腹膜透析を実施する者がいる世帯」や「プライバシーの観点から資源化物の袋によるおむつの排出に抵抗がある世帯」に対して、申請により一定枚数の指定袋を配布する制度を創設した。また、町内会や各種団体等が行う環境美化のための清掃活動を支援するボランティア袋の交付も行っている。

<有料化実施までの経緯>

- 平成14～16年度 秋田市廃棄物減量等推進審議会に諮問（第1～6回）  
「ごみ減量をさらに進めるための方策について」
- 平成17年1月 秋田市廃棄物減量等推進審議会から答申  
平成14～16年度の間に開催された6回の審議より、「市が重点的に検討すべき施策の一つとして、ごみ有料化の検討を進めること」と示される。
- 平成17～21年度 有料化の調査・検討  
他都市の有料化導入や経緯、手法、減量効果、手数料の用途などについて調査、検討を実施
- 平成21～22年度 秋田市廃棄物減量等推進審議会に諮問（第1～6回）  
「家庭ごみの有料化について」
- 平成22年7月 秋田市廃棄物減量等推進審議会から答申  
平成21～22年度の間に開催された6回の審議より、「有料化は経済的動機付けが働くことにより、ごみの減量が図られる有効な手段であり、市民の理解と協力のもとに実施する必要がある」と示される。
- 10月 家庭ごみの有料化（実施計画案）の説明会の実施  
実施計画案に対する市民意見を聴取するため説明会（58回開催、参加人数1,619人）  
市民からの要望による説明会（12回開催、参加人数433人）  
パブリックコメントによる意見募集を実施（意見提出141件）  
広聴制度（市民100人会）を活用した意見聴取の実施（意見提出58件）
- 平成23年1月 ごみ減量・分別キャンペーンでの説明（1～12月に313回開催、参加人数16,459人）  
各地域コミュニティセンターや各町内会等の要望に応じて説明会を開催するとともに、各種イベント等の機会を捉え、ごみ減量キャンペーンを実施
- 8月 家庭ごみの有料化実施計画（案）の策定  
説明会、パブリックコメント等で提出された市民意見を踏まえ、実施計画（案）を策定
- 9月 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部改正案可決  
9月市議会定例会において、平成24年7月からの家庭ごみの有料化に関する条例改正案が可決
- 平成24年1月 家庭ごみの有料化制度についての説明会開催  
（1～3月に325回開催、参加人数6,284人）
- 3月 秋田市一般廃棄物処理施設整備基金条例の可決  
2月市議会定例会において、家庭ごみの有料化に伴う手数料を一般廃棄物処理施設整備のため基金として積み立てる同条例を設定する件が可決
- 4月 家庭ごみの有料化制度についての説明会開催  
（4～6月に194回開催、参加人数6,148人）  
ごみ減量・分別キャンペーンでの説明  
（4～6月に10回開催、参加人数3,374人）
- 5月 旧指定ごみ袋と有料袋の交換を実施  
（5/25～9/11、39会場で実施、9/12～3/29旧環境部庁舎で実施）
- 6月 新しい家庭ごみ有料袋（お試し用）とごみの手引きを市内全世帯に配布  
（お試し用30L×2枚、手引き「ごみの分け方・出し方」）
- 7月 家庭ごみの有料化実施  
有料化開始のためのごみ集積所に対する市職員の立会い巡回の実施（7/2～7/13の期間の計8日間、ごみ集積所6,395カ所、職員動員数延べ903人）

### (3) ごみ処理施設

昭和36年8月に、ごみの多種多様化、排出量の増加等に対応するため、処理能力75 t/日の焼却炉を八橋字下八橋地内に建設した。

その後、郊外の宅地化が急激に進展したことなどから、従来からの特別清掃地域の拡大と併せて処理施設の増設が課題となり、昭和43年10月には八橋字下八橋地内に処理能力180 t/日（90 t/日×2基）の焼却炉を建設した。

昭和47年頃から急増したごみに対応するため、1期工事として昭和51年度から2ヵ年事業で、旧河辺町豊成字虚空蔵大台滝地内に処理能力300 t/日（150 t/日×2基）の焼却炉を建設し、さらに2期工事として昭和56年度から3ヵ年事業で処理能力200 t/日の焼却炉、処理能力40 t/5 hの破碎処理施設、有害ガス処理施設を同所に建設し、八橋の焼却炉（90 t/日×2基）は廃止した。

平成3年3月には、多様化する粗大ごみに対応するため、御所野事業所（現秋田市総合環境センター）内に処理能力10 t/5 hの破碎不適物処理施設を建設し、平成11年3月には、八橋にあったリサイクルセンターの更新施設として処理能力74 t/5 hのリサイクルプラザを完成させた。

平成14年3月には処理能力400 t/日（200 t/日×2基）の熔融炉が完成し、老朽化した焼却炉（150 t/日×2基）および破碎不適物処理施設は廃止した。

平成18年9月には処理能力32 t/5 hの第2リサイクルプラザが完成したことに伴い、破碎処理施設は廃止した。

平成24年3月には熔融施設の処理能力増強工事が完成し、処理能力は400 t/日（200 t/日×2基）から460 t/日（230 t/日×2基）になった。それに伴い焼却施設は先行して廃止（平成24年1月）したが、受入れステージとごみピットは一時多量ごみ用として活用している。

埋立処分地については、事業発足当初の昭和22年頃には檜山追廻し、通称「追廻し投棄所」で処分されていたのが始まりであり、その後昭和23年4月には檜山愛宕下、昭和34年10月には川尻川口境、昭和39年10月には下北手横森袖の沢、昭和40年9月には下北手桜沖田面、昭和41年には牛島猿田川敷地内、昭和42年10月には濁川蟹子沢と変遷をたどってきた。

昭和42年11月には、旧河辺町豊成字虚空蔵大台滝と豊成租神台地内に297,000 m<sup>2</sup>の埋立処分地（旧埋立地）を開設、昭和54年4月には、191,000 m<sup>2</sup>の埋立処分地（新埋立地）を増設した。現在は、新埋立地において埋立処分を行っている。

平成16年3月には、新埋立地の一部13,400 m<sup>2</sup>について、遮水シートを敷設した新たな埋立施設の整備を完了した。

### (4) し尿収集

従来、し尿は汚物取扱業者が各戸からくみ取り料金を徴収し、主要肥料として農村に還元して処理していた。

明治33年4月「汚物掃除法」が施行されたことにより汚物処理にも法的に規制

がされたものの、依然として自由業であった。

昭和29年4月にそれまでの「汚物掃除法」に代わり「清掃法」が施行され、同年12月「秋田市清掃条例」が制定され、昭和30年1月1日に同条例の施行に伴い、不衛生な自由くみ取りを禁止し、取扱業者は市長の許可を受けることとした。当時のくみ取り体制は全業者が市内一円をくみ取り対象としていたため、作業に計画性と円滑性を欠き、市民からの苦情も多い状況であったことから、昭和42年7月に企業合併により9業者を5業者とし企業の合理化を図るとともに、作業効率と市民サービス向上のため市内を5ブロックに区域割を行い、くみ取り体制を強化した。また、昭和49年4月に区域割の一部変更をしている。

平成17年1月11日の市町合併後は、河辺地域の1業者を加え6業者による収集体制となった。し尿については、秋田地域では一般家庭は原則として毎月1回定期的に収集、事業所等は申込による収集とし、河辺・雄和地域では従来からの2業者が申込みによる収集を実施している。浄化槽汚泥については区域割りはなく、し尿運搬許可業者6社が申込みによる収集を実施している。

し尿くみ取り料金については、市町合併前から秋田地域と河辺・雄和地域に料金格差があったため、し尿くみ取り料金基準額検討委員会に諮問し審議した結果、平成21年度までの4年間で解消する答申が出され、平成18年4月1日から改定を実施した。これにより平成21年4月1日からは全市同一の料金となった。

しかし、秋田地域におけるくみ取り料金は、平成12年度から据え置かれていたため、平成21年7月に収集運搬許可業者6社から料金改定に係る陳情が出され、し尿くみ取り料金基準額検討委員会に諮問し2回にわたる審議を経て平成23年4月に2.3%増の料金改定を行った。

その後平成29年1月に、収集運搬許可業者6社から料金改定に係る要望書が提出されたことを受け、当該委員会に諮問し、15.8%程度の引き上げの実施、市民負担の緩和措置として料金改定は2段階とするとした答申により、平成30年4月1日に7.9%増、令和元年10月1日の消費税改正を経て、令和3年4月1日に7.4%増の料金改定を行った。

## (5) し尿処理施設

し尿の施設処理が開始となったのは、昭和36年8月に八橋字下八橋に処理能力90k1/日（嫌気性消化処理方式）の施設が完成してからである。

しかし、施設処理だけでは全量を処理できず、昭和39年4月には新屋元中村の私・国有地約110,000㎡にし尿埋立地を新設した。同埋立地は昭和45年4月新屋砂奴寄の国有地約27,770㎡に新埋立地を設けたことにより閉鎖となり、昭和51年6月には、新たに新屋砂奴寄の保安林地内約24,600㎡にし尿埋立地を開設し、昭和60年度まで使用した。

昭和41年11月には八橋字下八橋に90k1/日（嫌気性消化処理方式）を増設、昭和48年3月には処理能力150k1/日（高速酸化処理方式）の北部し尿処理場（飯島事業

所)が完成した。また、昭和56年4月には処理能力200k1/日(低希釈二段活性汚泥処理方式)の西部し尿処理場(向浜事業所)が完成し、昭和62年6月まで3ヵ所のし尿処理施設において処理することとした。ただし、八橋字下八橋(下水道八橋事業所)のし尿処理施設のうち、旧施設(90k1/日)は西部し尿処理場(向浜事業所)の完成に伴い廃止した。

昭和62年10月には、向浜事業所に処理能力230k1/日(RA式高負荷処理方式)の施設が完成し、これに伴い下水道八橋事業所(下水道部施設課)し尿処理施設および飯島事業所の運転を休止し、その後廃止した。以後、向浜事業所でし尿の全量を処理していた。平成7年~10年度の4ヵ年で200k1施設の基幹改良工事を行ったが、し尿の減少により平成16年9月には230k1施設での処理を停止し、200k1施設のみで処理を行っていた。

平成21年3月には、200k1施設にし渣の袋詰装置が完成し外部搬出が可能となったことから、し渣(さ)と脱水汚泥の焼却処理を止め、総合環境センターでの熔融処理とした。

平成25年1月には、休止中の230k1施設を利用した新施設が完成した。この施設は処理能力175k1/日で、固液分離・希釈放流方式により汚泥を助燃剤化し、希釈水は公共下水道へ放流している。この新施設の運転開始に伴い200k1/日施設の処理を休止した。

平成25年4月には、機構改正に伴い向浜事業所を廃止し、「秋田市汚泥再生処理センター」に名称変更した。また、運転業務の委託を開始した。

## **(6) 資源集団回収推進事業**

昭和53年4月に資源集団回収業者・実施団体など16団体で構成される秋田市集団回収推進協議会が設立され、優良実践団体の表彰、ごみ減量・資源の再利用に関する標語の募集を行うなどして回収運動のより一層の推進が図られた。

本市としても、平成元年から集団回収奨励金制度を導入し、さらなる活性化を図ってきたことで回収運動の定着と、一定の拡大を見ることができた。

また、平成7年6月からは、集団回収を補完し、さらにごみの減量と資源の再利用を図るという観点から古紙のステーション回収事業を開始し、現在集団回収と並行した形で実施している。

## 参考資料

### 一般廃棄物収集運搬許可業者（ごみ）一覧

（令和7年7月現在）

	許可業者名	住所	電話番号
1	秋田協同清掃(株)	新屋豊町4番30号	864-7300
2	(有)丸ノ内サービス	港北松野町2番15号	845-7099
3	オークス(株)	土崎港相染町字浜ナシ山17番地13	857-2323
4	大洋ビル管理(株)	旭北錦町1番14号	865-0601
5	(有)田口清掃	新屋高美町8番25号	828-1677
6	(有)太平	濁川字後田36番地3	868-6838
7	(有)佐藤清掃社	飯島飯田一丁目1番5号	857-0544
8	(有)秋田衛生社	檜山川口境18番11号	833-3125
9	(株)エイビック	東通観音前7番3号	833-3957
10	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	山王四丁目1番2号	860-3551
11	(有)秋田第一清掃	外旭川字神田280番地18	868-0015
12	(有)エスエス環境	仁井田新田二丁目8番23号	839-6605
13	(株)東北ビルカンリ・システムズ	大町三丁目3番36号	862-3251
14	長谷部清掃	横森三丁目4番25号	835-3785
15	工藤清掃	下新城中野字琵琶沼218番地2	878-4924
16	安田興業(有)	豊岩石田坂字坂ノ下64番地	828-1133
17	(株)秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目10番20号	845-4405
18	(株)河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬48番地1	883-2227
19	※男鹿清掃興業(株)	男鹿市船越字内子294番地	0185-35-3535
20	※湖南環境サービス	潟上市天王字江川80番地10	877-2542
21	※昭和環境	潟上市昭和豊川上虻川字小泉79番地	877-4825
22	※(有)菅生清掃	潟上市天王字中羽立188番地	878-2653
23	※(有)佐藤清掃	潟上市天王字追分西88番地2	873-2857

※特定家庭用機器廃棄物の収集運搬に限る。

### 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿・浄化槽汚泥）一覧

（令和7年4月現在）

	許可業者名	住所	電話番号
1	五大産業(株)	茨島一丁目2番6号	862-4309
2	(有)千秋産業	牛島東二丁目1番10号	833-4207
3	(有)秋田衛生社	檜山川口境18番11号	833-3125
4	秋田環境システム(株)	御所野湯本二丁目1番5号	826-1525
5	(株)秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目10番20号	845-4405
6	(株)河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬48番地1	883-2227

### 清掃事業年表

	月日	事項
明治33	4	汚物掃除法が施行（ごみの処理は市町村の義務となる）
大正3	4	檜山追廻しごみ投棄所を市で借地契約
11	4	ごみ収集馬車を臨時借上げ
昭和5	5	汚物掃除法が一部改正（し尿の収集・処分は市町村の義務に）
12	4	追廻しごみ投棄所に焼却炉を新設（民間）
21	8	ごみは檜山追廻し（通称：追廻し投棄所）で埋立処分
22	8	ごみ処理事業を直営で開始。馬車4台、作業員8人、処理世帯500。 ごみ処理希望世帯のみ申込加入収集（年間338t処理） 厚生課保健衛生係が清掃業務を担当
23	4	檜山愛宕下でごみ埋立を開始（S34.9月閉鎖）
24	4. 1	秋田市塵芥処理手数料条例制定。甲地区：月額100円・75円・50円、 乙地区：60円・45円・30円 小型自動車3台、馬車7台（土崎支所3台）、荷車3台、作業員30人
25	4. 1	清掃業務を衛生課保健衛生係へ移管
26	8. 27	衛生課に清掃係が新設され、清掃業務を担当 し尿取扱い業者は秋田衛生社、中央衛生社ほか個人営業者数名
28	1. 20	大町六丁目公衆トイレを設置（横町角）
29	4	清掃法が制定（汚物掃除法廃止）。汚物処理は市町村の固有事務となる。
	12. 20	秋田市清掃条例を制定。し尿取扱い業者は申請により市長の許可を受けることとなる（従来は県知事の許可）。 し尿くみ取り料金を設定（180ℓ当たり夏期4月～11月100円、冬期12月～3月125円） ごみ処理手数料を改定
31	4. 1	し尿取扱い業者は秋田衛生社、黄金社ほか個人営業者数名 し尿貯留所を築造（36kℓ1基、37.7kℓ1基）
	4	特別清掃地域世帯数11,679。直営収集量14,850t
32	4. 1	収集自動車を7台に増車
34	10. 1	ごみ埋立所を川尻川口境に開設（S39.9月終了・閉鎖）
35	4	4月～10月の第1日曜日を「全市清掃デー」と定め実施（S39.10月終了）
36	4. 1	ちゅう芥車（残飯専用運搬車）2台購入。自動車18台、荷車11台、作業員65人
	8. 1	し尿くみ取り料金を改定（180ℓ当たり4月～11月150円、12月～3月170円）

	月日	事項
昭和36	8. 10	75t焼却炉が八橋字下八橋に完成（着工S35. 10. 15） し尿処理施設が八橋字下八橋に完成（90kℓ/日。嫌気性硝化処理。着工S32. 12. 18） 清掃センターを新設
37	4	収集車22台、ちゅう芥車2台、灰運搬車1台、散水車1台 処理対象世帯 20, 400
38	4	ごみ箱を廃止し、ポリ容器による定時収集を開始
	7. 23	清掃センターし尿投入口地下汚泥処理室で作業事故（3人死亡）
	10	し尿くみ取り料金を改定（180ℓ当たり4月～11月220円、12月～3月260円）
39	4. 1	収集車23台、ちゅう芥車3台、小型ブルドーザー1台、運転士27人、作業員71人 し尿埋立所を新屋元中村私・国有地に新設（約11万㎡。S45. 3月閉鎖）
	10	ごみ埋立所を下北手横森袖の沢に新設（S40. 8月終了・閉鎖）
40	4. 1	有蓋自動車19台、無蓋車7台、灰運搬自動車1台、散水車1台、ブルドーザー1台、計29台。収集作業員98人
	9. 1	ごみ埋立所を下北手桜沖田面に新設（S41. 8月終了・閉鎖）
41	4. 1	清掃センターに所長制が設けられる。
	4. 3	全市一斉清掃美化運動を開始
	9. 12	埋立処分地を牛島猿田川敷地内に開設（3, 000㎡。S42. 9月閉鎖）
	10. 1	残飯とごみ混合収集を開始
	11	し尿処理施設が八橋字下八橋に完成（90kℓ/日。嫌気性硝化処理。着工S40. 12月）
42	4. 2	全市一斉清掃美化運動を実施
	7. 1	し尿取扱い9社が合併し5社となり、市内5ブロックの区域制
	10. 1	埋立処分地を濁川蟹子沢に開設（約1, 000㎡。S42. 11. 19終了・閉鎖）
	11. 20	最終処分場を河辺町豊成字虚空蔵大台滝と河辺町豊成祖神台地内に新設
	12. 10	全市一斉ネズミ駆除を開始
43	7. 1	清掃課を廃止し清掃センター管理係、清掃施設係、清掃第一係、清掃第二係とする。
	9. 1	くみ取り体制を強化し区域割を確立
	10. 1	次長制度を置く。
	10. 11	180t/日焼却炉が八橋字下八橋122番地内に完成（90t×2基）

	月日	事項
昭和43	11. 11	可燃物・不燃物の分別収集を開始 可燃物週2回（周辺地域週1回）、不燃物月2回（周辺地域月1回）
44	10. 1	上新城五十丁に簡易焼却炉を設置
	11. 1	し尿くみ取り料金を改定（1800当たり270円）
45	4. 1	一般家庭のごみ処理手数料を無料化し全世帯を収集対象とする。 ごみ収集の一部を委託化。委託車7台 下水道終末処理場の一部完成。清掃施設係を施設第一係、施設第二係に分け、終末処理場の運転管理は施設第一係が担当 し尿埋立地を新屋砂奴寄国有地に新設（約27,770㎡）
	7. 13	ごみ収集の委託車を6台とする。
	9. 11	ごみ収集の委託車を7台とする。
	12. 25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定
46	5	ごみ収集の委託車を9台とする。
	6	上北手古野、上新城小又・白山、太平野田に簡易焼却炉を設置
	8. 1	ポリエチレン容器からポリ袋に切替え。可燃物、不燃物の分別収集の徹底に本格的に取り組む。
47	4. 1	そ族昆虫駆除業務が清掃センターに移管される。
	5. 7	第1回旭川クリーンアップ作戦が実施される。
	5. 10	清掃センターを課制とし、業務課、施設課となる。
	8. 1	し尿くみ取り料金を改定（1800当たり320円）
	8	ごみ収集の委託車を11台とする。
48	1. 19	大町六丁目公衆トイレを改築（五丁目橋角）
	3. 25	北部し尿処理場が完成（高速酸化方式150kℓ/日。飯島事業所。施設課に所属。着工S46. 12. 6）
	4. 1	ごみ収集の委託車を12台とする。
	4. 4	下北手梨平、下北手黒川地区内に簡易焼却炉を設置
49	2. 1	し尿くみ取り料金を改定（1800当たり450円）
	3. 25	直営車の車庫、作業員詰所が完成
	4. 1	ごみ収集の委託車を13台とする。
	4. 25	一般廃棄物処理業従業員長年勤続者の表彰制度を発足
50	4. 21	し尿くみ取り料金を改定（1800当たり660円）
	10. 13	管理事務所が新築落成
51	4. 1	ごみ収集の委託車を14台とする。
	6. 15	し尿埋立地を開設（新屋砂奴寄3の1保安林地内。約24,600㎡）
	10. 21	仙北郡協和町に秋田県環境保全センターが完成。産業廃棄物および粗大ごみは市処理場から同センターに搬入することとなる。

	月日	事項
昭和52	6. 1	河辺町、雄和町のごみ委託処理を開始 ごみ処理手数料を徴収開始（可燃物100kg300円、不燃物100kg100円）
	6	海岸線クリーンアップを実施（鮎川、浜田）
	11. 1	し尿くみ取り料金を改定（1800当たり840円） （有）秋田空きびんセンターが設立
53	3. 25	東部処理場（御所野事業所）焼却炉完成（150t/日×2基。着工S51. 10. 1）
	4. 12	秋田市再生資源集団回収推進協議会が設立（S59. 6月秋田市集団回収推進協議会に名称変更）
	8	海岸線クリーンアップを実施
	9. 4	第1回粗大ごみ収集を開始（年1回一括収集。昭和54年度から年3回品目毎収集）
	10. 26	第1回リサイクルフェアを開催（児童会館、婦人会館、生活センター。29日まで）
54	3. 25	東部処理場排水処理施設が完成
	4. 1	管理課を置く（管理課、業務課、施設課の3課体制）。
	4. 25	秋田市環境保全公社が法人化（事業運営開始S54. 5. 1）
	9. 29	'79リサイクルフェアを開催（産業会館。4日間で1万人来場。10月2日まで）
55	4. 1	公園下（千秋公園1）、土崎児童遊園地（雄物川岸児童公園、土崎港西一丁目）の公衆トイレを公園緑地課へ、土崎市民運動場（土崎港古川町）、八橋相撲場（八橋字八橋）の公衆トイレを教育委員会へそれぞれ移管
	5. 1	空きびん分別収集を開始（旭川より西側の市内約2分の1地域を月1回）
	9. 1	秋田市第2福祉授産所で空きびん選別を開始
56	10. 2	'80リサイクルフェア開催（市文化会館。4日間で2万3千人来場。5日まで）
	3. 27	第1回ごみ問題を考えるつどいを開催（市文化会館）
	4. 1	河辺町、雄和町のし尿受託処理を開始 西部し尿処理場が完成（向浜事業所。低希釈二段活性汚泥処理方式。200kℓ/日。着工S54. 8）
	5. 1	（財）クリーン・ジャパン・センターから「再資源化事業モデル都市」指定。空きびん、空き缶を資源ごみとして全市で月1回分別収集を開始

	月日	事項	凡例：【 】は施行日
昭和56	6. 1	環境保全部に名称変更および施設名変更 八橋し尿処理場が下水道課に移管	
	8. 5	下水道八橋事業所のし尿処理施設のうち旧施設（嫌気性消化処理60kℓ/日）を廃止	
	10. 26	秋田市リサイクルセンターが運転開始（処理施設着工S56. 7. 18）	
57	2. 19	第2回ごみ問題を考えるつどいを開催（市文化会館）	
	4. 1	空きびん、空き缶の資源ごみ収集を秋田市環境保全公社に委託	
	9. 1	し尿くみ取り料金を改定（1800当たり1,050円） ※S57. 9. 1～S58. 5. 31の暫定手数料1800当たり950円とする。	
58	3. 18	第3回ごみ問題を考えるつどいを開催（市文化会館）	
	3. 28	八橋事業所焼却施設を廃止（90t/日×2基。休炉）	
	3. 31	御所野事業所増設工事破碎施設が完成（40t/5h）	
	4. 1	施設課が廃止され管理課施設係となる。 手形谷地町公衆トイレを廃止（千秋城下町6）	
	5. 26	日本海中部地震発生。56戸に薬剤散布。総延長820m	
	6. 1	ごみの収集体制変更。全市可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回、資源ごみ月2回（S58. 8月から資源ごみ収集車両10台。粗大ごみは年2回）	
	9. 12	御所野事業所増設工事が完成（焼却炉200t/日）	
	9. 22	ごみ処理手数料改定。破碎処分手数料新設（100kg300円）。【11. 1】	
	12. 20	大町六丁目公衆トイレを改築（五丁目橋角。水洗式）	
59	2. 3	旭川河川公園公衆トイレが完成（市管理）	
	3. 26	第4回ごみ問題を考えるつどいを開催（市文化会館）	
	4. 1	プラスチックトレーパックを一部可燃ごみとして焼却処理	
	6. 1	ミニデポジット実施（八橋運動公園、千秋公園。6か月間。秋田市でデポジットを進める会）	
	6. 21	し尿くみ取り手数料問題について調査を実施（～7. 10）	
	8. 16	精霊流し供物収集を開始	
60	3. 26	第5回ごみと資源を考えるつどいを開催（県生涯教育センター）	
	4. 1	環境保全部次長が2人制となる。	
	5. 1	河辺町、雄和町の空きびん、空き缶を秋田市リサイクルセンターで受託処理を開始	
	6. 1	使用済み乾電池の分別収集開始（月2回資源ごみと抱き合わせ）	
	7. 1	し尿くみ取り料金を従量制から定額制に変更	
	8. 1	リサイクルセンター防音工事完成	
	9. 11	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施	
	10. 1	浄化槽法(昭和58年法律第43号)施行に伴い、条例・規則を改正	

	月日	事項	
昭和61	4. 1	環境保全部が公害課を除き環境保全事務所に改組（2課、2事業所）	
	5. 28	昭和56年度に（財）クリーン・ジャパン・センターから「資源化モデル都市」指定を受け、分別収集に使用した貸与物件を同センターから無償譲渡（広報車1台、収集車4台、フォークリフト1台、空き缶自動選別機一式）	
	9. 1	八橋公衆トイレ水洗化	
	62	3. 20	寺町、城町公衆トイレ水洗化
		4. 1	昭和56年度に（財）クリーン・ジャパン・センターから「資源化モデル都市」指定を受け、再資源化事業に使用した取得財産を同センターから無償譲渡（空き缶自動圧縮機一式、回収ボックス洗浄機一式）
	6. 30	下水道八橋事業所構内し尿処理施設と飯島事業所を老朽化のため運転休止	
	8. 1	第1回ごみの減量と資源の再利用に関する標語募集	
	8. 16	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取り、粗大ごみの収集を実施（～17日）	
	8. 21	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取り、粗大ごみの収集を実施	
	10. 1	向浜事業所の処理施設が竣工（230kℓ/日。R A式高負荷処理方式。着工S60. 8. 20）	
	12. 20	秋田市環境保全公社事務所、車庫竣工（着工S62. 8. 28）	
	63	3. 26	通町公衆トイレ水洗化
4. 1		「医療機関から排出される廃棄物の処理に関する指導基準」を制定 ごみ収集業務の委託を3社、16台とする。	
6. 1		一部地区の収集曜日を変更（直営の収集体制を4ブロックに）	
11. 24		環境保全事務所に安全衛生委員会を設置	
平成元		4. 1	消費税導入により廃棄物処理手数料、し尿くみ取り手数料改正 粗大ごみ収集を委託化し、年3回収集とする。 集団回収奨励金制度を創設 合併処理浄化槽設置整備事業を開始 不法投棄監視員制度を創設
	8. 1	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施	
	9. 9	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施（～10日）	
	10. 30	旧八橋事業所焼却施設を解体	

	月日	事項	凡例：【 】は施行日
平成2	6. 1	し尿くみ取り料金を改定 燃やせないごみ収集月1回から月2回に変更 ごみ収集の委託車を18台とする。	
	6. 27	水害による浸水家屋の消毒実施	
	7. 18	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施	
	8. 11	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施	
	8. 21	大森山塩曳瀉東側水門破損。浜田宮田沢地区床下浸水の消毒を実施	
3	3. 9	環境保全事務所が完成（着工H2. 4. 25）	
	3. 25	御所野事業所基幹改良工事が完成（煙突・火格子。着工H2. 6. 16）	
	3. 30	御所野事業所破碎不適物処理施設が完成	
	4. 1	管理課内に再資源推進室を置く。	
	4. 26	再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）制定。 【10. 25】	
4	7. 30	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施	
	9. 28	台風19号による災害廃棄物の回収を実施（38日間）	
	10. 5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正。【H4. 7. 4】	
	11. 11	リサイクルセンターアルミ缶プレス機更新工事が完成	
	7. 1	一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金基準額を改定	
5	11. 30	御所野事業所余熱利用施設が完成（着工H3. 12. 18）	
	12. 19	秋田市廃棄物の処理および清掃に関する条例全面改正。【H5. 4. 1】	
	1. 1	完全週休2日制が施行	
	3. 25	秋田市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則全面改正。 【4. 1】	
	4. 1	環境保全課を加え、環境部に改組（4課2事業所） ごみ収集業務の委託を4社、23台とする。 更新塵芥車6台の荷箱を改良（初期消火用放水口2か所設置）	
6	5. 18	新屋西中前公衆トイレを解体	
	6. 1	生ごみ堆肥化容器設置購入費補助事業を開始（3,000円/1基）	
	6. 15	秋田市一般廃棄物処理基本計画を策定（期間：当年～17年度）	
	11. 11	ごみ減量化・リサイクルに関するシンポジウム開催（文化会館）	
	1. 31	御所野事業所焼却炉冷却装置更新工事が完成	
6	3. 25	秋田市廃棄物減量等推進審議会を設置	
	3. 28	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【7. 1】	
	7. 1	し尿くみ取り料金を改定	
	7. 2	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施	

	月日	事項	凡例：【 】は施行日	
平成7	3. 27	御所野事業所空気余熱器等更新工事が完成		
	6. 1	古紙類のステーション回収を実施		
	6. 16	容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）制定。【H9. 4. 1】		
	8. 6	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施		
	8. 26	水害による浸水家屋の消毒、し尿くみ取りを実施		
	10. 4	通町公衆トイレを用途廃止		
	10. 23	カレット粉砕機設置工事が完成		
	12. 21	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 【H8. 4. 1】		
	8	3. 25	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 【7. 1】	
		3. 27	御所野事業所フィーダ装置等更新工事が完成	
3. 30		横町公衆トイレを用途廃止		
6. 20		水害による浸水家屋の消毒実施		
7. 1		一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金基準額を改定		
11. 6		水害による浸水家屋の消毒を実施		
12. 24		秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 【H9. 4. 1】		
		秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例施行規則一部改正。【H9. 4. 1】		
9		1. 20	粗大ごみ戸別収集・容器包装リサイクル法等の住民説明会を実施（市内全域。17日間）	
		2. 28	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則制定。 【4. 1】	
	3. 14	御所野事業所ごみ処理施設ごみ供給クレーン等更新工事完成 向浜事業所し尿処理施設更新工事が完成（着工H7. 7. 17）		
	3. 24	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 【4. 1】		
	4. 1	中核市移行に伴い産業廃棄物対策室を新設 一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金基準額を改定 もやせるごみともやせないごみに指定袋導入（7. 1完全実施） ごみ収集の委託車を24台とする。		
	4. 14	粗大ごみ戸別収集を開始（有料）		
	8. 31	添川公衆トイレを用途廃止		
	9. 4	水害による浸水家屋の消毒を実施		

	月日	事項	凡例：【 】は施行日	
平成10	1. 5	秋田市一般廃棄物処理基本計画を改定（期間：8～17年度）		
	3. 10	御所野事業所粗大ごみ処理施設破砕機等更新工事が完成		
	3. 20	御所野事業所ごみ処理施設3号炉煙突建替工事が完成		
	3. 23	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【6. 17】 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例施行規則一部改正。【6. 17】		
	4. 1	施設建設室を新設。係制を廃止し担当制とする。		
	6. 30	水害による浸水家屋の消毒を実施		
	7. 1	し尿くみ取り料金を改定		
	8. 7	水害による浸水家屋の消毒を実施		
	11	3. 16	向浜事業所し尿処理施設脱水機等更新工事が完成	
		3. 26	秋田市リサイクルプラザ建設工事が完成	
3. 29		御所野事業所破砕不適物処理施設移設工事が完成		
12	4. 1	ペットボトルの分別収集を開始。直営収集車両4台減車		
	11. 20	秋田自然エネルギー自治体サミットを開催		
	2. 29	庁内エコオフィス推進計画を策定		
	3. 27	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【7. 1】 同条例施行規則一部改正。【4. 1】		
	3. 27	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正・施行		
13	7. 1	一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金基準額を改定		
	9. 26	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正。 【10. 1】		
	12. 25	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 【H13. 4. 1】 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例施行規則一部改正。 【H13. 4. 1】		
	3	秋田市一般廃棄物処理基本計画を策定（期間：13～22年）		
14	3. 26	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正。 【4. 1】		
	4. 1	特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を粗大ごみの収集品目から除外 家庭用電気生ごみ処理機購入費補助を開始（～H15）		
	3	秋田市一般廃棄物処理基本計画を改訂		
14	3. 15	御所野事業所溶融施設が完成（200t/日×2基）		
	3. 26	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【4. 1】		

	月日	事項	凡例：【 】は施行日	
平成14	3. 26	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例施行規則一部改正。 <b>【4. 1】</b>		
	3. 31	御所野事業所焼却施設1・2号炉を廃止（150t/日×2基） 寺町公衆トイレを用途廃止		
	4. 1	御所野事業所を総合環境センターに改める。 金属類、ガス・スプレー缶の分別収集を開始（3区分9分別） ①家庭ごみ②資源化物（金属類、ペットボトル、空きびん、ガス・スプレー缶、空き缶、使用済み乾電池、古紙）③粗大ごみ 指定ごみ袋の名称を「家庭ごみ用」「資源化物用」に変更 家庭ごみの祝日収集を開始		
	11. 30	総合環境センター焼却施設3号炉ダイオキシン対策工事が完了		
	12. 1	南秋地区の可燃ごみ受託処理を開始		
	15	3. 31	下浜公衆トイレを新築	
		4. 1	廃棄物対策課を新設	
		10. 1	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 <b>【H16. 4. 1】</b>	
	16	2. 19	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正・施行	
		3. 10	秋田市環境部（総合環境センターを除く）でISO14001認証取得	
3. 15		総合環境センター最終処分場整備事業が完了		
3. 31		八橋公衆トイレを用途廃止		
4. 1		廃棄物処理手数料を改定 環境貯金箱作戦を開始		
11. 15		秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 <b>【H17. 1. 11】</b>		
17	12. 27	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例施行規則一部改正。 <b>【H17. 1. 11】</b>		
	1. 11	河辺町・雄和町と合併		
	2. 1	四ツ小屋公衆トイレを新築。供用を開始		
	3. 25	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則一部改正・施行		
	6. 24	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正・施行		
18	11. 28	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正・施行 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則一部改正・施行		
	4. 1	ごみ減量推進課を新設		

	月日	事項	凡例：【 】は施行日
平成18	4. 1	一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金基準額（河辺・雄和地域）を改定	
	9. 14	秋田市第2リサイクルプラザ建設工事が完成	
19	3	秋田市一般廃棄物処理基本計画を策定（期間：19～27年度）	
	3. 22	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則一部改正。【4. 1】	
	4. 1	し尿くみ取り料金基準額（河辺・雄和地域分）を改定	
	9. 27	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 【H20. 4. 1】	
20	1. 31	南秋地区の可燃ごみ受託処理が終了	
	4. 1	一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金基準額（河辺・雄和地域分）を改定	
	8. 29	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正。 【12. 1】	
	10. 1	レジ袋でのごみ出し特例を廃止	
21	2. 13	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則一部改正。【4. 1】	
	3. 31	向浜事業所内の焼却施設を廃止	
	4. 1	し尿くみ取り料金基準額（河辺・雄和地域分）を改定	
	11. 25	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則一部改正。 【H22. 4. 1】	
22	4. 1	環境都市推進課を新設（環境企画課、ごみ減量推進課、環境業務課は廃止） 一般ごみ収集をすべて民間委託とする。	
23	3	秋田市一般廃棄物処理基本計画を見直し	
	3. 22	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【4. 1】	
	3. 31	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正。 【4. 1】	
		環境貯金箱作戦を廃止	
	4. 1	し尿くみ取り料金基準額を改定	
	9. 30	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則一部改正。【12. 1】 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。 【H24. 4. 1】【H24. 7. 1】	
24	1. 20	焼却施設を廃止（200t/日）	
	3. 16	溶融施設処理能力増強等工事が完成（200t/日×2基→230t/日×2基）	
	3. 26	秋田市一般廃棄物処理施設整備基金条例を制定。【4. 1】	
	5. 18	岩手県災害廃棄物（可燃系）の試験溶融を実施（～21日）	

	月日	事項	凡例：【 】は施行日
平成24	5. 25	旧家庭ごみ指定袋5枚に対し、新しいごみ袋1枚を交換する事業を実施（～H25. 3. 27）	
	7. 1	家庭ごみ有料化を実施	
	9. 4	岩手県災害廃棄物（可燃系）の本格受入を開始	
	12. 3	潟上市一般廃棄物（可燃ごみ）の受託処理を開始	
25	1. 8	秋田市汚泥再生処理センターの試運転を開始（希釈放流式のため公共下水道と接続） 向浜事業所施設での処理を休止（200k1/日）	
	1. 25	秋田市汚泥再生処理センター新設工事が完成（処理能力175k1/日）	
	3. 19	岩手県災害廃棄物（可燃系）の受入を終了	
	3. 21	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【4. 1】	
	4. 1	向浜事業所を秋田市汚泥再生処理センターに名称変更	
	7. 31	潟上市一般廃棄物（可燃ごみ）の受託処理を終了	
26	2. 19	秋田市家庭ごみに係る処理手数料相当額の用途に関する指針を制定。【H26. 2. 20】	
	4. 1	消費税率改定により一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金を改定	
27	3. 3	秋田市一般廃棄物処理基本計画を策定（期間：27～37年度）	
	10. 26	一般社団法人秋田市廃棄物処理協会と「災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定」を締結	
28	1. 8	使用済み小型家電拠点回収開始（市内20か所） 秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則制定。【4. 1】	
	2. 10	秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正。 【4. 1】	
	5	新庁舎で執務を開始。（28. 4末で寺内蛭根の環境部庁舎執務終了）	
	9. 28	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【12. 1】 秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例を制定。【H29. 4. 1】	
	12. 1	水銀含有ごみの分別収集を開始 使用済み小型家電回収ボックスをスーパー（6社）に設置。	
29	7. 1	ガス・スプレー缶の排出方法を変更 （使い切って穴を開ける→使い切って穴を開けないへ）	
	7. 22	豪雨に伴う災害廃棄物の委託収集運搬を実施（～8月2日まで）	
30	3. 31	補助金の交付対象地域がなくなったため合併処理浄化槽設置整備事業を廃止。（29年度末までに2,565基の浄化槽に補助）	

	月日	事項	凡例：【 】は施行日
平成30	4. 1	し尿くみ取り料金基準額を改定	
	5. 18	豪雨に伴う災害廃棄物の委託収集運搬を実施（～8月3日まで）	
	10	秋田市災害廃棄物処理計画の策定	
	11	環境省の支援のもと、食品ロス実態調査を実施	
31	3. 19	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例一部改正。【10. 1】	
令和元	10. 1	消費税率改定により一般廃棄物処理手数料およびし尿くみ取り料金を改定	
	2	1. 22	宮城県角田市災害廃棄物の受入を開始（～3月13日まで）
	3	3	秋田市一般廃棄物処理基本計画を見直し
	5	3	秋田市食品ロス削減推進計画を策定 秋田市家庭ごみに係る処理手数料相当額の使途等に関する指針を一部改正。【4. 1】
	7		激甚災害に指定された令和5年7月豪雨災害廃棄物処理を実施
	9		秋田市災害廃棄物処理実行計画を策定（12月第2版改定、令和7年3月最終版改定）
	6	4. 12	ごみの広域処理に向け、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会設立に係る覚書を締結
	7	3. 27	秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロックごみ広域処理に関する基本協定書を締結 秋田市災害廃棄物処理計画を改定



## 環境都市あきた宣言

—秋田から より良い環境を 地球へ 未来へ—

わたしたちのまち秋田市は、桜舞う千秋公園をはじめ、夕日にはえる日本海、くれないに染まる太平山、白鳥のおとずれる雄物川と、四季おりおりの美しさがきわだつまちです。

わたしたちは、恵まれた自然の中で産業をはぐくみ、地域に根ざした伝統文化を大切に守りながら郷土を愛してくらしてきました。

しかし、今、わたしたちを取り巻く環境は確実に変わってきています。便利で豊かなくらしはその一方で、地域にとどまらず、地球全体の環境にも影響をおよぼし、ひとを含む多くの生き物の生存をもおびやかしかねない様々な問題を引き起こしています。

わたしたちは、これらの問題を解決していく強い意志をもち、先人から受け継がれた環境をより良いものとして次の世代に伝え、「人にも地球にもやさしいあきた」をつくることをここに宣言します。

- 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 世代や地域を越えてともに語らい、環(わ)となって取り組みます。
- 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

平成16年7月19日

秋 田 市

令和7年8月発行

### 令和7年度「清掃事業概要～排出量等～」

編集・発行 秋田市環境部環境都市推進課  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
TEL 018(888)5706 FAX 018(888)5707  
E-mail ro-evcp@city.akita.lg.jp  
<http://www.city.akita.lg.jp/>

**ちようどいいから 住みやすい!**  
～市民と広げるまちへの誇りと愛着～